

人事委員会年報

令和4年度

沖縄県人事委員会

目 次

1 人事委員会の概要	
(1) 設置	1
(2) 構成	1
(3) 権限	1
(4) 運営	2
(5) 開催状況	2
ア 令和4年度開催状況	2
イ 年度別開催状況	3
ウ 議事	4
(6) 規則の制定、改廃の状況	13
(7) 条例案に対する意見の状況	17
2 人事委員会組織及び事務局事務分掌	
(1) 組織	19
(2) 事務分掌	19
(3) 予算の状況（歳出）	20
(4) その他諸会議の開催状況	21
3 任用関係業務	
(1) 採用試験、選考の状況	22
ア 採用試験の実施状況	22
(ア) 上級試験	22
(イ) 中級試験	22
(ウ) 初級試験	23
(エ) 警察官A試験	23
(オ) 警察官B試験	23
(カ) 障害者を対象とした採用選考試験	24
(キ) 口頭による開示請求を受け開示した個人情報	24
イ 採用試験の実施日程	25
ウ 採用試験の対象職及び給料月額	25
エ 採用試験の受験資格	26
オ 採用試験の実施方法	27
カ 採用試験の実施結果	28
キ 採用候補者名簿登載者の状況	29
ク 採用選考	30
(2) 昇任試験の状況	31
ア 警察官昇任試験の実施状況	31
イ 昇任選考の状況	32
(3) 臨時的任用	32
(4) 公益的法人等への職員の派遣等	33
(5) 服務関係	34
4 給与関係業務	
(1) 給与勧告の基本的考え方	35

ア	給与勧告の意義	35
イ	民間準拠方式の合理性	35
ウ	公務員の身分保障	35
(2)	公民の給与の比較について	35
(3)	令和4年職員の給与に関する報告及び勧告等	35
ア	職員の給与	35
イ	民間の給与	36
(ア)	給与改定の状況等	36
(イ)	初任給の状況	36
(ウ)	諸手当の支給状況	36
ウ	職員給与と民間給与との比較	36
エ	物価及び生計費	37
(ア)	物価指数	37
(イ)	標準生計費	37
オ	本年の給与改定	37
(ア)	給料表	37
(イ)	期末手当及び勤勉手当	37
カ	勧告	37
(ア)	沖縄県職員の給与に関する条例の改正	37
(イ)	沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正	38
(ウ)	沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正	38
(エ)	改定の実施時期	38
キ	公務運営の課題に関する報告	38
(ア)	勤務環境の整備	39
(イ)	人材の確保及び育成	41
(ウ)	服務規律の確保と法令遵守の徹底	42
(4)	令和4年給与勧告と知事の実施状況	42
(5)	給与承認の状況	43
(6)	給与の支払監理	43
5	審査関係業務	
(1)	公平審査関係業務等	45
ア	勤務条件に関する措置の要求	45
イ	不利益処分についての審査請求	45
ウ	公立学校の学校医等の公務災害補償の実施に関する審査の請求	45
(2)	苦情処理関係業務	46
(3)	退職手当の支給制限等の処分についての調査審議業務	46
(4)	職員団体関係業務	46
ア	職員団体の登録	46
イ	法人格付与法に基づく規約の認証	47
ウ	管理職員等の範囲	47
(5)	市町村等の公平委員会の事務の受託関係業務	47
ア	受託団体	47
イ	受託業務	48
6	労働基準監督関係業務	
(1)	労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査の実施	50
(2)	労働基準法及び労働安全衛生法に基づく届出の受理等の職権行使	50

(3) 労働安全衛生法の規定に基づく特定機械等の検査状況 -----	51
(4) 特定機械等の事業所別設置状況 -----	51
(5) 労働基準法別表第1に掲げる事業等を行う事業所一覧表 -----	52

1 人事委員会の概要

(1) 設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市は、条例で人事委員会を置くものとされており、本県においては、沖縄県人事委員会設置条例（昭和47年沖縄県条例第39号）により昭和47年5月15日に設置された。

(2) 構成

人事委員会は、3人の委員をもって構成される合議制の執行機関である。委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する（法第9条の2第2項）。

委員の任期は4年（法第9条の2第10項）で、現在の委員は次のとおりである。

【 委員名簿 】

（令和5年3月31日現在）

職名	氏名	任 名 期	勤務形態	備 考
委員長	島袋 秀勝	①平成29年8月1日～令和元年7月18日 ②令和元年7月19日～令和5年7月18日	非常勤	平成29年8月4日委員長就任
委員	比嘉悦子	①平成28年8月1日～令和2年7月31日 ②令和2年8月1日～令和6年7月31日	非常勤	委員長職務代理者
委員	金城 稔	①平成30年9月29日～令和4年9月28日 ②令和4年9月29日～令和8年9月28日	非常勤	

(3) 権限

人事委員会の権限は、地公法第8条等に規定されているが、その性質により分類すれば、行政的権限、準司法的権限及び準立法的権限の三つに分けることができる。

ア 行政的権限

(ア) 人事行政に関する調査、研究等を行うこと。

（第8条第1項第1号、第2号）

(イ) 人事機関及び職員に関する条例の制定、改廃について議会及び知事に意見を申し出ること。

（第8条第1項第3号）

(ウ) 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。

（第8条第1項第4号）

(エ) 給与等に関し、議会及び知事に対し勧告すること。

（第8条第1項第5号）

(オ) 競争試験又は選考を実施すること。

（第8条第1項第6号）

(カ) 職員に対する給与の支払を監理すること。

（第8条第1項第8号）

(キ) 職員の苦情を処理すること。

（第8条第1項第11号）

(ク) 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事務（職員団体の登録、労働基準監督機関の職権行使等）を処理すること。

（第8条第1項第12号）

(ケ) 給料表に関し、議会及び知事に対し報告又は勧告すること。

（第26条）

イ 準司法的権限

人事委員会は、公平中立の立場にある機関として、法律に基づき、不利益処分に関する審査請求の審査等の準司法的権限を有する。

(ア) 勤務条件に関する措置要求に対する審査に関すること。

(第8条第1項第9号、第47条)

(イ) 不利益処分についての審査請求に対する審査に関すること。

(第8条第1項第10号、第50条)

(ウ) 職員団体の登録取消しの口頭審理に関すること。

(第53条)

(エ) 学校医等に関する公務災害補償の審査請求の審査に関すること。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第5条)

ウ 準立法的権限

人事委員会は、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項について、人事委員会規則を制定することができる権限を有する。

(第8条第5項)

(4) 運営

人事委員会を代表する委員長は、委員のうちから選挙され、委員長に事故があるときは、委員長の指定する委員がその職務を代理することになっている。委員会の会議は原則として3人の委員の出席によって開催され、その議事は委員の過半数によって決められる。

(第10条、第11条第1項及び第3項)

ただし、会議を開かなければ公務の運営又は職員の福祉若しくは利益の保護に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、2人の委員の出席で開催することができる。

(第11条第2項)

本委員会の会議は、沖縄県人事委員会議事規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第1号）により、定例会は毎週火曜日に人事委員会の庁舎において行うことを例とする。

また、臨時会は、委員長が必要と認めたとき、又は過半数の人事委員から請求があったときに委員長が招集することとなっている。

(5) 開催状況

ア 令和4年度開催状況

令和4年度における人事委員会の開催状況は、次のとおりである。

(単位：回)

年 月	定例会	臨時会	口頭審理	計
令和4年4月	3	0	0	3
5月	2	0	0	2
6月	3	0	0	3
7月	2	0	0	2
8月	2	0	0	2
9月	4	0	0	4
10月	2	0	0	2
11月	3	0	1	4
12月	2	0	0	2
令和5年1月	2	0	0	2
2月	2	0	0	2
3月	3	1	0	4
合 計	30	1	1	32

イ 年度別開催状況

委員会の年度別開催状況は、次のとおりである。

(単位：回)

年 度	定例会	臨時会	計	口頭審理	合 計	月平均
平成5年度	19	14	33	16	49	4.1
6	26	8	34	9	43	3.6
7	18	4	22	4	26	2.2
8	19	9	28	6	34	2.8
9	21	6	27	7	34	2.8
10	19	11	30	0	30	2.5
11	28	8	36	12	48	4.0
12	21	11	32	6	38	3.2
13	20	1	21	3	24	2.0
14	20	9	29	0	29	2.4
15	22	6	28	3	31	2.5
16	24	12	36	8	44	3.7
17	24	8	32	3	35	2.9
18	22	11	33	2	35	2.9
19	20	13	33	0	33	2.8
20	21	9	30	7	37	3.1
21	26	10	36	3	39	3.3
22	21	9	30	1	31	2.6
23	22	12	34	7	41	3.4
24	29	8	37	4※	41	3.4
25	28	1	29	0	29	2.4
26	34	5	39	0	39	3.3
27	35	1	36	0	36	3.0
28	33	1	34	2	36	3.0
29	29	1	30	1	31	2.6
30	30	0	30	0	30	2.5
令和元年度	34	1	35	2	37	3.1
2	30	0	30	1	31	2.6
3	35	1	36	0	36	3.0
4	30	1	31	1	32	2.7

※は審尋1回含む。

ウ 議事

令和4年度の人事委員会で審議された議事は、次のとおりである。

回	年 月 日	議 事
1	令和4年4月12日 (定例会)	1 議案 (1) 準備書面及び証拠資料申請書の送付並びに書面審理終了の予告について(令和3年(審)第2号) (2) 釈明書の送付並びに準備書面及び証拠資料申請書の提出について(令和3年(審)第3号) 2 協議 (1) 令和3年(審)第1号の裁決方針について (2) 令和3年(審)第2号の争点(案)等について 3 報告 (1) 令和4年度人事委員会年間業務計画について (2) 第4回書面審理の結果について(令和3年(審)第2号)
2	令和4年4月19日 (定例会)	1 議案 (1) 裁決書(案)について(令和3年(審)第1号) (2) 勤務条件に関する措置の要求の判定について(令和3年(措)第1号) 2 報告 (1) 令和4年職種別民間給与実態調査の実施について
3	令和4年4月26日 (定例会)	1 議案 (1) 勤務条件に関する措置の要求の受理検討について(令和4年1月12日付け措置要求) (2) 最終陳述書等の送付及び書面審理の終了について(令和2年市町村(審)第1号) 2 報告 (1) 第9回書面審理の結果について(令和2年市町村(審)第1号) (2) 準備手続の結果について(令和2年市町村(審)第2号) (3) 準備手続の結果について(令和元年(審)第1号)
4	令和4年5月17日 (定例会)	1 議案 (1) 令和4年6月に支給する期末手当の特例に関する規則について (2) 準備書面の送付及び書面審理終了の予告について(令和2年(審)第1号) 2 協議 (1) 令和2年(審)第1号の争点(案)等について 3 報告 (1) 令和3年度給与支払監理の実施結果について (2) 全人連会長に対する組合要請について(公務労協サ

		<p>ービス労働組合協議会地方公務員部会・公務労組連絡会外2団体)</p> <p>(3) 第1回書面審理の結果について(令和2年(審)第1号)</p>
5	令和4年5月31日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 選考の実施に関する事務の一部委任について</p> <p>(2) 準備書面の送付並びに準備書面及び証拠資料申請書の提出について(令和3年(審)第3号)</p> <p>2 協議</p> <p>(1) 争点(案)及び口頭審理について(令和2年市町村(審)第2号)</p>
6	令和4年6月7日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 「沖縄県職員採用試験の第1次試験合格基準等について」の一部改正について</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 令和4年度沖縄県職員採用上級試験及び警察官A採用試験の受験申込者数について</p> <p>(2) 「人事委員会史～70周年(復帰50年)記念誌～(仮称)」の発行について</p>
7	令和4年6月13日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 審査請求の受理検討について(令和4年5月27日付け審査請求)</p> <p>(2) 不利益処分についての審査請求の受理通知並びに答弁書及び証拠資料申請書の提出について(令和4年(審)第1号)</p>
8	令和4年6月21日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(2) 最終陳述書等の送付及び書面審理の終了について(令和2年(審)第1号)</p> <p>(3) 最終陳述書等の送付及び書面審理の終了について(令和3年(審)第2号)</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 第2回書面審理の結果について(令和2年(審)第1号)</p> <p>(2) 第5回書面審理の結果について(令和3年(審)第2号)</p>
9	令和4年7月5日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 選考の実施に関する事務の一部委任について</p> <p>(2) 勤務条件に関する措置の要求の受理検討及び判定について(令和4年4月4日付け措置要求)</p> <p>2 協議</p> <p>(1) 裁決方針について(令和2年市町村(審)第1号)</p>

		<p>3 報告</p> <p>(1) 第10回書面審理の結果について（令和2年市町村（審）第1号）</p> <p>(2) 平成30年（審）第1号に係る口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状について</p> <p>(3) 不利益処分についての審査請求の取下げについて（令和元年（審）第1号）</p>
10	令和4年7月12日 （定例会）	<p>1 議案</p> <p>(1) 勤務条件に関する措置の要求の判定について（令和4年市町村（措）第1号）</p> <p>(2) 裁決書（案）について（令和2年市町村（審）第1号）</p> <p>(3) 審査員の委任及び審査員長の指名について（令和2年市町村（審）第2号）</p> <p>(4) 証人及び当事者本人尋問について（令和2年市町村（審）第2号）</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 令和4年度沖縄県職員採用上級試験第1次試験合格者の決定等について</p>
11	令和4年8月18日 （定例会）	<p>1 議案</p> <p>(1) 令和4年度沖縄県職員採用上級試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>(2) 準備書面の送付並びに準備書面及び証拠資料申請書の提出について（令和3年（審）第3号）</p> <p>(3) 釈明書の提出要求について（令和3年（審）第3号）</p> <p>(4) 答弁書及び証拠資料申請書の送付並びに反論書等の提出について（令和4年（審）第1号）</p> <p>2 協議</p> <p>(1) 分限免職取消し請求事件に係る答弁書の提出及び指定代理人の選任について（平成30年（審）第1号）</p> <p>3 報告</p> <p>(1) 令和4年度九州地方人事委員会協議会委員長会議について</p> <p>(2) 第130回全国人事委員会連合会総会（書面決議）について</p> <p>(3) 人事院勧告等の概要について</p> <p>(4) 令和4年職種別民間給与実態調査の実施状況について</p> <p>(5) 「2022年人事委員会勧告に関する要求・要望」に対する事務局長会見について（四者共闘及び自治労沖縄県本部）</p> <p>(6) 第1回書面審理の結果について（令和4年（審）第1号）</p>
12	令和4年8月29日 （定例会）	<p>1 協議</p> <p>(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告に向けての検討</p>

		<p>事項について（給与等勤務条件）</p> <p>2 協議</p> <p>(1) 全人連会長に対する組合要請について（公務労協サービス労働組合協議会地方公務員部会・公務労組連絡会外2団体）</p>
13	令和4年9月5日 （定例会）	<p>1 議案</p> <p>(1) 審査請求の受理検討について（令和4年7月19日付け審査請求）</p> <p>(2) 勤務条件に関する措置要求の受理検討について（令和4年7月25日付け措置要求）</p> <p>(3) 審査に関する事務の委任について（令和4年（措）第2号）</p> <p>2 協議</p> <p>(1) 裁決方針について（令和2年（審）第1号）</p> <p>(2) 裁決方針について（令和3年（審）第2号）</p> <p>3 報告</p> <p>(1) 令和4年度沖縄県警察官A採用試験第1次試験合格者数の決定等について</p> <p>(2) 令和4年給与勧告等に関する一般情勢及び生計費について</p> <p>(3) 第3回書面審理の結果について（令和2年（審）第1号）</p> <p>(4) 第6回書面審理の結果について（令和3年（審）第2号）</p>
14	令和4年9月15日 （定例会）	<p>1 議案</p> <p>(1) 選考の実施に関する事務の一部委任について</p> <p>(2) 令和4年度沖縄県警察官A採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>2 協議</p> <p>(1) 公務運営の課題に関する報告に向けての検討事項について（1回目）</p> <p>(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告に向けての検討事項について（給与等勤務条件・2回目）</p> <p>(3) 「2022年人事委員会勧告に関する要求・要望」に対する委員会会見について（四者共闘及び自治労沖縄県本部）</p> <p>3 報告</p> <p>(1) 令和4年度沖縄県職員採用中・初級試験、警察官B採用試験及び障害者選考試験の受験申込者数について</p> <p>(2) 職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果について</p> <p>(3) 九州地方人事委員会協議会に対する要求について（自治労九州地連県職共闘会議等、自治労九州地区連絡協議会）</p>
15	令和4年9月20日	1 議案

	(定例会)	<p>(1) 条例改正に係る人事委員会意見の開陳について 令和4年第6回沖縄県議会（9月定例会） 乙第1号議案「沖縄県職員の高齢者部分休業に関する条例」 乙第2号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」 乙第3号議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」 乙第5号議案「沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例」</p> <p>(2) 裁決書（案）について（令和2年（審）第1号） (3) 裁決書（案）について（令和3年（審）第2号） (4) 口頭審理の開催について（令和2年市町村（審）第2号）</p> <p>2 協議</p> <p>(1) 公務運営の課題に関する報告に向けての検討事項について（2回目） (2) 職員の給与等に関する報告及び勧告に向けての検討事項について（給与等勤務条件・3回目）</p>
16	令和4年9月27日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 職員の給与に関する報告及び勧告並びに公務運営の課題に関する報告について</p>
17	令和4年10月18日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 積明書及び証拠資料申請書の送付について（令和3年（審）第3号） (2) 積明書の提出要求について（令和3年（審）第3号）</p> <p>3 報告</p> <p>(1) 令和4年度沖縄県職員採用中級・初級試験第1次試験合格者数の決定等について</p>
18	令和4年10月24日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 選考の実施に関する事務の一部委任について (2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則及び育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 (3) 会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則 (4) 証拠書類の採否について（令和2年市町村（審）第2号）</p> <p>2 協議</p> <p>(1) 口頭審理の進行手続について（令和2年市町村（審）第2号）</p>
19	令和4年11月15日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 選考の実施に関する事務の一部委任について (2) 会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に</p>

		<p>関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(3) 勤務条件に関する措置の要求の受理検討について (令和4年10月20日付け措置要求)</p> <p>(4) 審査に関する事務の委任について (令和4年 (措) 第3号)</p> <p>(5) 証拠資料の採否について (追加) (令和2年市町村 (審) 第2号)</p> <p>3 報告</p> <p>(1) 令和4年度沖縄県警察官B採用試験及び令和4年度障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験の第1次合格者数の決定等について</p>
20	令和4年11月24日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 令和4年度沖縄県職員採用中級・初級試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>(2) 条例改正に係る人事委員会意見の開陳について 令和4年第7回沖縄県議会 (11月定例会) 乙第3号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等 の一部を改正する条例」</p> <p>(3) 釈明書の送付について (令和3年 (審) 第3号)</p>
21	令和4年11月29日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 令和4年度障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>(2) 勤務条件に関する措置の要求の受理検討について (令和4年10月28日付け措置要求)</p> <p>(3) 沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について</p>
22	令和4年12月12日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 反論書の提出の督促及び証拠資料申請書の提出について (令和4年 (審) 第1号)</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 令和4年九州各県・指定都市人事委員会給与勧告について</p> <p>(2) 第2回書面審理の結果について (令和4年 (審) 第1号)</p>
23	令和4年12月20日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 一般職の任期付職員の採用に係る承認について</p> <p>(2) 令和4年度沖縄県警察官B採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>(3) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(4) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について</p>

		<p>(5) 審査に関する事務の委任について（令和3年（審）第3号）</p> <p>(6) 反論書の送付並びに準備書面及び証拠資料申請書の提出について（令和4年（審）第1号）</p> <p>2 協議</p> <p>(1) 争点（案）及び準備手続について（令和3年（審）第3号）</p>
24	令和5年1月17日 （定例会）	<p>1 議案</p> <p>(1) 選考の実施に関する事務の一部委任について</p> <p>(2) 勤務条件に関する措置の要求の受理検討について（令和4年12月19日付け措置要求）</p> <p>(3) 審査に関する事務の委任について（令和5年組合（措）第1号）</p> <p>(4) 最終陳述書の送付及び審理の終了について（令和2年市町村（審）第2号）</p> <p>(5) 準備書面の送付及び事案概要の追加について（令和3年（審）第3号）</p>
25	令和5年1月30日 （定例会）	<p>1 議案</p> <p>(1) 条例改正に係る人事委員会意見の開陳について { <ul style="list-style-type: none"> 令和5年第1回沖縄県議会（2月定例会） 乙第1号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」 } </p> <p>2 協議</p> <p>(1) 市町村等公平委員会の委託事務の費用（受託料）に係る見直し方針について</p>
26	令和5年2月21日 （定例会）	<p>1 議案</p> <p>(1) 職員の昇任のための選考について</p> <p>(2) 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(3) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(4) 職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則について</p> <p>(5) 沖縄県職員の給与に関する条例附則第12項等の規定による給料に関する規則の制定について</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書について（公務非正規女性全国ネットワーク（はむねっと））</p> <p>(2) 令和3年（審）第3号の準備手続の結果について</p>
27	令和5年2月28日 （定例会）	<p>1 議案</p> <p>(1) 処分者提出書類の送付並びに準備書面及び証拠資料申請書の提出について（令和4年（審）第1号）</p> <p>2 協議</p>

		<p>(1) 裁決方針について（令和2年市町村（審）第2号）</p> <p>3 報告</p> <p>(1) 第3回書面審理の結果について（令和4年（審）第1号）</p>
28	令和5年3月7日 （定例会）	<p>1 議案</p> <p>(1) 令和5年度沖縄県職員採用試験計画及び障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験計画について</p> <p>(2) 「沖縄県職員採用試験の第1次試験合格基準等について」の一部改正について</p> <p>(3) 職員の昇任選考について</p> <p>(4) 沖縄県会計年度任用職員の基本報酬額に係る協議について</p>
29	令和5年3月14日 （定例会）	<p>1 議案</p> <p>(1) 人事委員会事務局職員の任命について</p> <p>(2) 一般職の任期付職員の採用に係る承認について</p> <p>(3) 職員の昇任選考について</p> <p>(4) へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(5) 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(6) 裁決書（案）について（令和2年市町村（審）第2号）</p>
30	令和5年3月22日 （臨時会）	<p>1 議案</p> <p>(1) 沖縄県人事委員会における個人情報の保護に関する規則の制定について</p> <p>(2) 平成18年沖縄県人事委員会告示第1号（口頭により開示請求をすることができる保有個人情報）の廃止について</p> <p>(3) 選考の実施に関する事務の一部委任について</p> <p>(4) 「沖縄県警察官採用試験身体検査合否判定基準」の制定について</p> <p>(5) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則について</p> <p>(6) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(7) 勤務条件に関する措置の要求の判定について（令和4年（措）第3号）</p> <p>(8) 証人及び当事者本人尋問の採否について（令和3年（審）第3号）</p>
31	令和5年3月28日 （定例会）	<p>1 議案</p> <p>(1) 令和5年度警察官採用試験の実施に関する事務の一部委任について</p> <p>(2) 職員の昇任選考について</p> <p>(3) 審査請求の受理検討について（令和5年3月8日付</p>

け審査請求)

2 報告

- (1) 令和4年度労働基準・労働安全衛生に関する実態調査結果報告について
- (2) 職員の採用に係る選考について
- (3) 令和4年度給与支払監理の実施結果について

(6) 規則の制定、改廃の状況

令和4年度に人事委員会で制定、改正及び廃止した規則は、次のとおりである。

規則番号	公布年月日 (施行期日)	規則名	規則の概要
R 4 14	R 4. 5. 24 (R 4. 6. 1)	令和4年6月に支給する期末手当の特例に関する規則	企業局職員、病院事業局職員及び現業職員であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例を定めるとともに端数計算の規定を定める規則を制定した。
15	R 4. 6. 28 (R 4. 6. 28)	沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	任命権者が職員を派遣することができる団体に、「一般社団法人沖縄伝統空手道振興会」を追加した。
16	R 4. 10. 31 (R 4. 10. 31)	期末手当及び勤勉手当に関する規則及び育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、期末手当及び勤勉手当における在職期間等の算定に係る育児休業期間の除算の取扱いについて見直すとともに、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化を図るため所要の改正を行った。
17	R 4. 10. 31 (R 4. 10. 31)	会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正に伴い、会計年度任用職員の配偶者が出産する場合における育児参加のための休暇の対象期間を拡大するため所要の改正を行った。
18	R 4. 11. 25 (R 4. 11. 25)	会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、会計年度任用職員の期末手当における在職期間等の算定に係る育児休業期間の除算の取扱いの見直しが生じたため、所要の改正を行った。
19	R 4. 12. 9 (R 4. 12. 9)	沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	県内の地方公共団体等における職の新設及び廃止等に伴い、人事委員会規則で定める管理職員等の範囲について、所要の改正を行った。
20	R 4. 12. 28	初任給、昇格、昇給	沖縄県職員の給与に関する条例の改正

	(R 4. 4. 1)	等の基準に関する規則の一部を改正する規則	に伴い、現行の昇格時号給対応表による昇格後の号給と対応が異なる号給が生ずること等から、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の一部について改正を行った。
21	R 4. 12. 28 (R 4. 12. 1) (R 5. 4. 1)	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の給与に関する条例の改正による勤勉手当の支給月数の改定に伴い、同手当の成績率について、所要の改正を行った。
R 5 1	R 5. 2. 28 (R 5. 4. 1)	沖縄県職員の給与に関する条例附則第12項等の規定による給料に関する規則	定年引き上げによる条例改正に伴い、沖縄県職員の給与に関する条例附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定により、60歳に達した職員に適用される給料表の給料月額に関し必要な事項を定める必要があることから、規則を制定した。
2	R 5. 2. 28 (R 5. 4. 1)	職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則	<p>地方公務員の定年の引き上げにより、沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年沖縄県条例第51号）が整備された。それに伴い、改正された関係条例の規定に対応し、職員の定年等に関し必要な事項を定める必要があるため、改正を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の定年等に関する規則の一部改正 ・ 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正 ・ 管理職手当に関する規則の一部改正 ・ 初任給調整手当に関する規則の一部改正 ・ 通勤手当に関する規則の一部改正 ・ 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正 ・ 定時制通信教育手当に関する規則の一部改正 ・ 産業教育手当に関する規則の一部改正 ・ 農林漁業普及指導手当に関する規則の一部改正 ・ 給料等の支給に関する規則の一部改正 ・ 勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部改正 ・ 特地勤務手当等に関する規則の一部改正 ・ 教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正

			<ul style="list-style-type: none"> ・給料の調整額に関する規則の一部改正 ・時間外勤務手当等の特例に関する規則の一部改正 ・義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正 ・外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正 ・単身赴任手当に関する規則の一部改正 ・管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正 ・職員からの苦情相談に関する規則の一部改正 ・職員の退職管理に関する規則の一部改正
3	R 5. 2. 28 (R 5. 4. 1)	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の高齢者部分休業に関する条例の制定に伴い、職員の多様な働き方の要望に対応するため、通勤回数を考慮し、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない職員を加えるなど所要の改正を行った。
4	R 5. 2. 28 (R 5. 4. 1)	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の高齢者部分休業に関する条例の制定に伴い、職員の多様な働き方の要望に対応するため、在職期間等の除算期間について所要の改正を行った。
5	R 5. 3. 31 (R 5. 4. 1)	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則	<p>令和5年4月の組織改編に伴い、部等の内部組織及び職の改廃があったことから、次の人事委員会規則について所要の改正を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正 ・管理職手当に関する規則の一部改正 ・給料の調整額に関する規則の一部改正 ・管理職員等の範囲を定める規則の一部改正
6	R 5. 3. 31 (R 5. 4. 1)	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	へき地学校として指定されている国頭村立北国小学校及び国頭村立佐手小学校の廃校に伴い、へき地学校及びその級地区分を定めた別表等を整理する改正を行った。
7	R 5. 3. 31	特殊勤務手当に関する	沖縄県職員の特種勤務手当に関する条

	(R 5. 4. 1)	る規則の一部を改正する規則	例の改正に伴い、海上業務手当の支給対象職員を追加する改正を行った。
8	R 5. 3. 31 (R 5. 4. 1)	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	班長級以下の職員の人事評価結果の給与への反映について、昇格要件及び昇給の号給数に関する特例期間の終期を「当分の間」とする改正を行った。
9	R 5. 3. 31 (R 5. 4. 1)	沖縄県人事委員会における個人情報の保護に関する規則	個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、沖縄県個人情報保護条例及び知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則が廃止されたため、当該規則の例によろとしていた当委員会規則を廃止し、新たに規則を制定した。

(7) 条例案に対する意見の状況

地公法第5条第2項の規定に基づき、県が職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について条例を定めるときには、議会において人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。

令和4年度に議会に提案された条例案に対する意見の開陳は、次のとおりである。

年 月 日	条 例 案	意 見 の 開 陳
令和4年9月30日	乙第1号議案「沖縄県職員の高齢者部分休業に関する条例」	乙第1号議案「沖縄県職員の高齢者部分休業に関する条例」につきましては、地方公務員の定年の引上げ及び他の都道府県の状況を踏まえ、職員の多様な働き方の要望に対応し、高年齢に達した職員の部分休業を可能にするため、高齢者部分休業制度を導入するものであり、適当であると考えます。
令和4年9月30日	乙第2号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」	乙第2号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、基本手当の受給資格者が事業を開始した場合における失業等給付の受給期間の特例を設けるなど、雇用保険法等が改正されたことに伴い、沖縄県を退職した職員が失業した場合の退職手当の受給資格要件について、所要の改正を行うものであり、適当であると考えます。
令和4年9月30日	乙第3号議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」	乙第3号議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、育児参加のための休暇の対象期間を拡大するほか、育児休業の取得回数制限の緩和等を措置するなど、職員及び非常勤職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を行うものであり、適当であると考えます。
令和4年9月30日	乙第5号議案「沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」	乙第5号議案「沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」のうち、「沖縄県職員の定年等に関する条例」、「沖縄県職員の分限に関する条例」、「沖縄県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」、「沖縄県職員の退職手当に関する条例」、「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例」、「沖縄県職員の給与に関する条例」、「義務教育諸学校

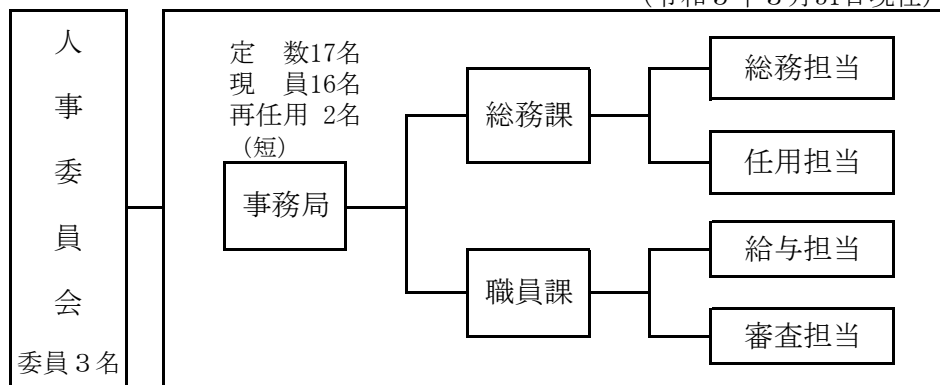
		<p>等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」、「沖縄県職員の育児休業等に関する条例」、「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」、「沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例」、「沖縄県職員の修学部分休業に関する条例」、「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」の一部改正、及び「沖縄県職員の再任用に関する条例」の廃止につきましては、国家公務員法及び地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるほか、管理監督職勤務上限年齢、定年前再任用短時間勤務等の制度を導入するとともに関係条例の規定を整備するものであり、適当であると考えます。</p>
<p>令和4年11月30日</p>	<p>乙第3号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」</p>	<p>乙第3号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、去る10月4日に当委員会が行った「職員の給与に関する勧告」の趣旨を踏まえ、職員の給与について所要の改正を行うものとなっております、適当であると考えます。</p>
<p>令和5年2月14日</p>	<p>乙第1号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」</p>	<p>乙第1号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、国及び他県の状況等を考慮し、航海中における警備等の業務であって特に困難な作業を伴うものに従事する警察職員に係る海上業務手当の支給額等を改正するものであり、適当であると考えます。</p>

2 人事委員会組織及び事務局事務分掌

(1) 組織

人事委員会及び事務局の組織は、次のとおりである。

(令和5年3月31日現在)



(2) 事務分掌

人事委員会事務局各課の分掌事務は、次のとおりである。

(沖縄県人事委員会事務局の組織に関する規則)

【総務課】

- ① 人事委員会の会議及び人事委員に関すること。
- ② 公印に関すること。
- ③ 文書の收受、審査、発送及び保存に関すること。
- ④ 予算、決算及び経理に関すること。
- ⑤ 物品の調達及び管理に関すること。
- ⑥ 事務局の組織並びに事務局職員の人事、給与、服務、研修及び厚生福利に関すること。
- ⑦ 人事行政に関する事項の調査研究及び勧告に関すること。
- ⑧ 人事記録の管理及び人事に関する統計報告に関すること。
- ⑨ 競争試験、選考その他任用に関すること。
- ⑩ 分限、懲戒及び服務に関すること。
- ⑪ 退職管理に関すること。
- ⑫ 人事評価の実施及び研修についての勧告に関すること。
- ⑬ 定年、勤務延長等に関すること。
- ⑭ 公益的法人等への派遣等に関すること。
- ⑮ 任期付職員の採用等に関すること。
- ⑯ 人事委員会規則その他諸規程の審査に関すること。
- ⑰ 人事行政の運営等の状況の報告に関すること。
- ⑱ 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- ⑲ その他他課の所管に属しないこと。

【職員課】

- ① 給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度に関すること。
- ② 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置についての勧告に関すること。
- ③ 給与の支払の監理に関すること。
- ④ 給料表に関する報告及び勧告に関すること。
- ⑤ 勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- ⑥ 不利益処分についての審査請求の審査に関すること。
- ⑦ 職員の苦情処理に関すること。
- ⑧ 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査に関すること。
- ⑨ 管理職員等の範囲の指定に関すること。
- ⑩ 職員団体の登録等に関すること。
- ⑪ 地方公共団体から委託された公平委員会の事務(退職管理に関するものを除く。)の処理に関すること。
- ⑫ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議等に関すること。

(3) 予算の状況（歳出）

人事委員会の予算の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

款	項	目	節	R4		R5	
				予算現額	決算額	当初予算	事項別予算額
総務費	人事委員会費	委員会費	報酬	6,864	6,864	6,864	委員会費 7,573
			旅費	418	127	515	
			交際費	3	2	3	
			負担金、補助 及び交付金	191	0	191	
			小計	7,476	6,993	7,573	
		事務局費	報酬	3,456	3,448	3,564	職員費 142,465 事務局運営費 4,974 職員採用試験費 18,478 公平関係事務費 1,818 労働基準監督費 387 職員給与等実態 調査費 3,028 計 171,150
			給料	72,035	69,949	71,396	
			職員手当等	48,219	44,799	45,863	
			共済費	25,563	24,412	25,956	
			報償費	1,918	1,747	2,751	
			旅費	4,287	2,315	4,560	
			需用費	10,648	10,331	9,949	
			役務費	2,114	490	1,234	
			委託料	829	607	841	
使用料及び賃 借料	2,325		1,696	2,578			
備品購入費	0	0	0				
負担金、補助 及び交付金	2,406	2,357	2,458				
小計	173,800	162,151	171,150				
合計	181,276	169,144	178,723				

(4) その他諸会議の開催状況

令和4年度人事委員会関係の諸会議の開催状況は、次のとおりである。

	国 関 係	全国人事委員会連合会	九州地方人事委員会協議会	そ の 他
R4. 4月				
5月			委員長会議 (書面開催)	上級試験問題研究会 (書面開催)
6月		第130回全国人事委員会 連合会総会(書面開催)		
7月		公平審査事務研修会 (熊本県)		
8月	全国人事委員会事務 局長会議及び全国人 事担当課長・市町村 担当課長会議 (ウェブ開催)			初級試験問題研究会 (書面開催)
9月			委員長・事務局長合同会議 (書面及びウェブ開催)	
10月				
11月			公平担当課長及び労働福 祉・公平専門部会合同会議 (宮崎県)	
12月			総務・任用専門部会 (北九州市)	採用試験担当者講習会 (東京都)
R5. 1月				
2月			事務局長会議 (福岡県)	
3月				

3 任用関係業務

法第15条は、「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」と任用に関する根本基準を定め、成績主義の原則を明確にしている。

本県においては、昭和47年5月15日に、人事委員会規則として「職員の任用に関する規則」を公布、施行した。

同規則に基づき実施した職員の採用、昇任等の状況は、次のとおりである。

(1) 採用試験、選考の状況

ア 採用試験の実施状況

(ア) 上級試験

上級試験は、大学卒業程度の能力を有する者を対象とした試験である。試験区分は、行政、心理、社会福祉、電気、機械、土木、建築、化学、農業、農業土木、農芸化学、畜産、林業、水産、病院事務及び警察事務の16区分であった。

申込者総数は1,516人で前年度に比べ52人減少し、受験者総数は1,272人で前年度に比べ55人減少した。受験率は83.9%で、前年度に比べ0.7ポイント低下した。

最終合格者数は230人で前年度に比べ46人増加し、競争倍率は5.5倍で、前年度に比べ1.7ポイント低下した。

(過去5年間の実績)

項目 年度	申込 者数	申込者 増減数	受験 者数	受験者 増減数	受験率 (%)	合格者数		最終合格 者増減数	競争倍率
						一次試験	最終		
平成30年度	1,678	△ 182	1,429	△ 167	85.2	274	166	36	8.6
令和元年度	1,432	△ 246	1,260	△ 169	88.0	258	170	4	7.4
令和2年度	1,535	103	1,283	23	83.6	274	206	36	6.2
令和3年度	1,568	33	1,327	44	84.6	286	184	△ 22	7.2
令和4年度	1,516	△ 52	1,272	△ 55	83.9	312	230	46	5.5

(イ) 中級試験

中級試験は、短期大学卒業程度の能力を有する者を対象とした試験である。試験区分は、県立学校事務Ⅰ、県立学校事務Ⅱ及び市町村立学校事務の3区分であった。

申込者総数は543人で前年度に比べ104人減少し、受験者総数は368人で前年度に比べ90人減少した。受験率は67.8%で、前年度に比べ3.0ポイント低下した。

最終合格者数は47人で前年度に比べ22人増加し、競争倍率は7.8倍で、前年度に比べ10.5ポイント低下した。

(過去5年間の実績)

項目 年度	受験申 込者数	申込者 増減数	受験 者数	受験者 増減数	受験率 (%)	一次試験 合格者数	最終合 格者数	最終合格 者増減数	競争倍率
令和元年度	536	△ 100	384	△ 74	71.6	51	25	△ 21	15.4
令和2年度	707	171	507	123	71.7	45	23	△ 2	22.0
令和3年度	647	△ 60	458	△ 49	70.8	50	25	2	18.3
令和4年度	543	△ 104	368	△ 90	67.8	84	47	22	7.8

(ウ) 初級試験

初級試験は、高等学校卒業程度の能力を有する者を対象とした試験である。試験区分は、一般事務、土木、農業土木及び警察事務の4区分であった。

申込者総数は693人で前年度に比べ54人減少し、受験者総数は280人で前年度に比べ69人減少した。受験率は40.4%で、前年度に比べ6.3ポイント低下した。

最終合格者数は17人で前年度に比べ3人増加し、競争倍率は16.5倍で、前年度に比べ8.4ポイント低下した。

(過去5年間の実績)

年度	項目	受験申込者数	申込者増減数	受験者数	受験者増減数	受験率(%)	一次試験合格者数	最終合格者数	最終合格者増減数	競争倍率
平成30年度		904	148	462	57	51.1	40	24	△ 4	19.3
令和元年度		947	43	752	290	79.4	37	9	△ 15	83.6
令和2年度		742	△ 205	398	△ 354	53.6	33	17	8	23.4
令和3年度		747	△ 5	349	△ 49	46.7	42	14	△ 3	24.9
令和4年度		693	△ 54	280	△ 69	40.4	31	17	3	16.5

(エ) 警察官A試験

警察官A試験は、大学卒業者又は卒業見込者を対象とした試験である。試験区分は、男性及び女性の2区分であった。

申込者総数は292人で前年度に比べ93人減少し、受験者総数は213人で前年度に比べ51人減少した。受験率は72.9%で、前年度に比べ4.3ポイント上昇した。

最終合格者数は33人で前年度に比べ20人減少し、競争倍率は6.5倍で、前年度に比べ1.5ポイント上昇した。

(過去5年間の実績)

年度	項目	受験申込者数	申込者増減数	受験者数	受験者増減数	受験率(%)	一次試験合格者数	最終合格者数	最終合格者増減数	競争倍率
平成30年度		556	△ 58	405	△ 24	72.8	209	60	△ 1	6.8
令和元年度		482	△ 74	341	△ 64	70.7	160	49	△ 11	7.0
令和2年度		343	△ 139	278	△ 63	81.0	207	58	9	4.8
令和3年度		385	42	264	△ 14	68.6	132	53	△ 5	5.0
令和4年度		292	△ 93	213	△ 51	72.9	109	33	△ 20	6.5

(オ) 警察官B試験

警察官B試験は、大学卒業者（卒業見込者を含む。）以外を対象とした試験である。試験区分は、男性及び女性の2区分であった。

申込者総数は794人で前年度に比べ156人減少し、受験者総数は403人で前年度に比べ136人減少した。受験率は50.8%で、前年度に比べ5.9ポイント低下した。

最終合格者数は72人で前年度に比べ17人減少し、競争倍率は5.6倍で前年度に比べ0.5ポイント低下した。

(過去5年間の実績)

年度	項目	受験申込者数	申込者増減数	受験者数	受験者増減数	受験率(%)	一次試験合格者数	最終合格者数	最終合格者増減数	競争倍率
平成30年度		1,139	△ 117	683	△ 126	60.0	233	54	△ 6	12.6
令和元年度		965	△ 174	555	△ 128	57.5	197	48	△ 6	11.6
令和2年度		872	△ 93	531	△ 24	60.9	249	67	19	7.9
令和3年度		950	78	539	8	56.7	271	89	22	6.1
令和4年度		794	△ 156	403	△ 136	50.8	172	72	△ 17	5.6

(カ) 障害者を対象とした採用選考試験

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨に基づき、障害者の雇用の促進を図ることを目的とした選考試験である。試験区分は、一般事務の1区分であった。

申込者数は43人で前年度と比べ2人減少し、受験者数は35人で前年度に比べ4人減少した。受験率は81.4%で、前年度に比べ5.3ポイント低下した。

最終合格者数は11人で前年度に比べ5人増加し、競争倍率は3.2倍で前年度に比べ3.3ポイント低下した。

(過去5年間の実績)

年度	項目	受験申込者数	申込者増減数	受験者数	受験者増減数	受験率(%)	一次試験合格者数	最終合格者数	最終合格者増減数	競争倍率
平成30年度		19	△7	14	△10	92.3	8	5	3	2.8
令和元年度		38	19	32	18	84.2	13	8	3	4.0
令和2年度		38	0	35	3	92.1	14	7	△1	5.0
令和3年度		45	7	39	4	86.7	14	6	△1	6.5
令和4年度		43	△2	35	△4	81.4	22	11	5	3.2

(キ) 口頭による開示請求を受け開示した個人情報

沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第26条第2項及び口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（平成18年沖縄県人事委員会告示第1号）の規定に基づき、令和4年度に開示した個人情報は、次のとおりである。

試験種類	開示した内容	件数
上級	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	187
	第二次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	181
中級	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	50
	第二次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	49
初級	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	20
	第二次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	8
警察官A	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	21
	第二次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	67
警察官B	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	22
	第二次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	66
障害者を対象とした選考試験	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	5
	第二次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	11

イ 採用試験の実施日程

令和4年度採用試験の実施日程は、次のとおりである。

試験種類	試験公告日	受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	第二次試験日	最終合格発表日
上級	4月26日(火)	4月28日(木) ～ 5月20日(金)	6月19日(日)	6月30日(木)	7月9日(土) ～ 8月10日(水)	8月22日(月)
中級	4月26日(火)	7月11日(月) ～ 8月12日(金)	9月25日(日)	10月7日(金)	10月23日(日) ～ 11月9日(水)	11月25日(金)
初級	4月26日(火)	7月11日(月) ～ 8月12日(金)	9月25日(日)	10月7日(金)	10月23日(日) ～ 11月8日(火)	11月25日(金)
警察官A	4月26日(火)	4月28日(木) ～ 5月20日(金)	7月9日(土) ～ 7月10日(日)	7月20日(水)	8月6日(土) ～ 9月5日(月)	9月16日(金)
警察官B	4月26日(火)	6月27日(月) ～ 8月12日(金)	10月15日(土) ～ 10月16日(日)	10月28日(金)	11月12日(土) ～ 12月1日(木)	12月23日(金)
障害者を対象とした選考試験	公告対象外	7月11日(月) ～ 8月12日(金)	10月16日(日)	10月28日(金)	11月10日(木) ～ 11月18日(金)	12月2日(金)

ウ 採用試験の対象職及び給料月額

試験種類ごとの対象となる職及び給料月額は、次のとおりである。

給料月額

試験種類	対象職	給料月額
上級	行政職給料表 1級の職	185,200 円
	企業局給料表 1級の職	185,200 円
	研究職給料表 2級の職	198,500 円
中級	行政職給料表 1級の職	167,100 円
初級	行政職給料表 1級の職	154,600 円
	企業局給料表 1級の職	154,600 円
警察官A	公安職給料表 1級の職	212,000 円
警察官B	公安職給料表 1級の職	178,000 円
障害者を対象とした選考試験	行政職給料表 1級の職	150,100 円

※ 給料月額は、令和5年3月31日現在のものである。

エ 採用試験の受験資格

令和4年度採用試験の受験資格は、次のとおりである。

試験種類	受験資格
上級	<p>1 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者(学歴不問)</p> <p>(2) 平成13年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業したもの又は令和5年3月までに大学を卒業する見込みのもの(人事委員会が同等の資格があると認めるものを含む。)</p> <p>※「心理」の試験区分については、1に加え、大学において心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した又は令和4年3月までに卒業見込みであること。</p> <p>※「社会福祉」の試験区分については、1に加え、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 社会福祉士となる資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉主事としての任用資格を有する者又は令和5年3月までに当該任用資格を取得する見込みの者</p> <p>※「警察事務」の試験区分については、1に加え、日本国籍を有する者</p>
中級	<p>1 平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者(学歴不問)</p> <p>※「県立学校事務Ⅱ」の試験区分については、1に加え、図書館法に規定する司書となる資格を有する者又は令和5年3月までに当該資格を取得する見込みの者</p>
初級	<p>1 平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者(大学における在学期間が2年を超える者を除く。)</p> <p>※「警察事務」の試験区分については、1に加え、日本国籍を有する者</p>
警察官A	<p>1 次のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 平成5年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 大学を卒業した者又は令和5年3月までに卒業する見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)</p> <p>(3) 日本国籍を有する者</p>
警察官B	<p>1 次のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 平成5年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 次の要件に該当しない者 大学を卒業した者又は令和5年3月までに大学を卒業する見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)</p> <p>(3) 日本国籍を有する者</p>
障害者を対象とした選考試験	<p>1 次のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 次の手帳等の交付を受けている者</p> <p>ア 身体障害者手帳又は身体障害を有する旨の診断書・意見書</p> <p>イ 療育手帳又は知的障害者であることの判定書</p> <p>ウ 精神障害者保健福祉手帳</p> <p>※手帳等は、受験申込日及び受験当日において有効であることが必要</p>

※法第16条の欠格事項に該当する者は、受験できない。

※「大学」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く)をいう。

オ 採用試験の実施方法

令和4年度採用試験の実施方法は、次のとおりである。

試験種類	第一次試験	第二次試験	資格調査
上級	教養試験 (事務系) 択一式50問(2時間30分) (技術系) 択一式30問(2時間) 専門試験 択一式40問(2時間)	口述試験 個別面接 集団討論(上級) 論文試験(上級・中級) 1,000字以内(2時間) 作文試験(初級) 600字以内(1時間)	受験資格 の有無、 申込書記 載事項の 真否等
中級	教養試験 択一式50問(2時間30分) 専門試験 択一式40問(2時間)	適性検査(個別面接の参考)	
初級	教養試験 択一式50問(2時間30分) 専門試験(土木・農業土木) 択一式40問(2時間)		
警察官 A 警察官 B	教養試験 択一式50問(2時間30分) 体力検査 I 20メートルシャトルラン	口述試験 個別面接 論文試験(警察官 A) 1,000字以内(2時間) 作文試験(警察官 B) 600字以内(1時間) 適性検査(個別面接の参考) 身体検査(医療機関で検査) 聴力、視力、色覚 身体測定 身体の諸機能 体力検査 II 腕立て伏せ、反復横跳び、 上体起こし 資格加点 救急救命士、語学、簿記、 情報処理、武道等の資格	
障害者を対象 とした選考試 験	教養試験 択一式40問(2時間)	口述試験 個別面接 作文試験 600字以内(1時間) 適性検査(個別面接の参考)	

カ 採用試験の実施結果

令和4年度採用試験の実施結果は、次のとおりである。

試験種類	試験区分	採用 予定数	申込 者数 (A)	受験 者数 (B)	受験率 (%) (B/A×100)	第一次 合格者	最終 合格者 (C)	競争率 (倍) (B/C)	採用候補者名簿登載者		
									採用 者数	辞退者 等数	未採用 者数
上級	行政	34名程度	971	808	83.2	183	136	5.9	95	41	0
	心理	若干名	19	17	89.5	5	3	5.7	3	0	0
	社会福祉	5名程度	41	36	87.8	13	13	2.8	13	0	0
	電気	若干名	25	19	76.0	8	3	6.3	2	1	0
	機械	若干名	18	12	66.7	6	6	2.0	5	1	0
	土木	17名程度	45	39	86.7	19	18	2.2	8	10	0
	建築	6名程度	18	15	83.3	6	6	2.5	2	4	0
	化学	若干名	23	21	91.3	7	2	10.5	1	1	0
	農業	8名程度	49	42	85.7	14	7	6.0	6	1	0
	農業土木	17名程度	16	14	87.5	11	8	1.8	6	2	0
	農芸化学	若干名	16	12	75.0	2	2	6.0	2	0	0
	畜産	若干名	8	5	62.5	3	2	2.5	2	0	0
	林業	若干名	10	10	100.0	5	4	2.5	3	1	0
	水産	若干名	11	9	81.8	7	5	1.8	5	0	0
	病院事務	7名程度	95	86	90.5	14	12	7.2	5	7	0
	警察事務	若干名	151	127	84.1	9	3	42.3	1	2	0
小計			1,516	1,272	83.9	312	230	5.5	159	71	0
中級	県立学校事務Ⅰ	若干名	239	146	61.1	15	12	12.2	7	5	0
	県立学校事務Ⅱ	若干名	54	47	87.0	9	3	15.7	2	0	1
	市町村立学校事務	9名程度	250	175	70.0	60	32	5.5	20	12	0
小計			543	368	67.8	84	47	7.8	29	17	1
初級	一般事務	若干名	383	157	41.0	12	7	22.4	5	2	0
	土木	若干名	20	13	65.0	5	4	3.3	3	1	0
	農業土木	若干名	46	14	30.4	5	4	3.5	4	0	0
	警察事務	若干名	244	96	39.3	9	2	48.0	2	0	0
小計			693	280	40.4	31	17	16.5	14	3	0
合計			2,752	1,920	69.8	427	294	6.5	202	91	1
警察官	警察官A(男性)	17名程度	231	172	74.5	89	23	7.5	21	2	0
	警察官A(女性)	7名程度	61	41	67.2	20	10	4.1	9	1	0
	警察官B(男性)	24名程度	560	311	55.5	122	54	5.8	41	12	1
	警察官B(女性)	11名程度	234	92	39.3	50	18	5.1	16	2	0
小計			1,086	616	56.7	281	105	5.9	87	17	1
総計			3,838	2,536	66.1	708	399	6.4	289	108	2

障害者を対象とした選考試験

一般事務	7名程度	43	35	81.4	22	11	3.2	11	0	0
------	------	----	----	------	----	----	-----	----	---	---

※「採用候補者名簿登載者」…令和5年4月1日現在

キ 採用候補者名簿登載者の状況

令和4年度採用候補者名簿登載者の状況は、次のとおりである。

試験種類	試験区分	名簿登載者数	学歴				年齢※																性別	
			大学卒者※	短大卒者※	高卒者※	中卒者・その他	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳以上	男	女	
上級	行政	136	136						52	40	13	8	6	3	2	4	2	1	5	78	58			
	心理	3	3						1	1							1			1	2			
	社会福祉	13	13						3	2	2	2							4	5	8			
	電気	3	3							1	1		1								3			
	機械	6	6						1	2		1	1	1							5	1		
	土木	18	17		1				12		2		1	2		1					13	5		
	建築	6	6						4		1	1									3	3		
	化学	2	2						2													2		
	農業	7	7						1	1	2				2						1	7		
	農業土木	8	8						2	3		1				1	1				7	1		
	農芸化学	2	2						1									1			1	1		
	畜産	2	2										2									2		
	林業	4	4							1	3										3	1		
	水産	5	5								1	1		2					1		4	1		
	病院事務	12	12						1	5	1	2			2					1	9	3		
	警察事務	3	3						2		1										1	2		
	小計	230	229		1				82	56	27	16	11	10	5	6	4	2	11	144	86			
	中級	県立学校事務Ⅰ	12	12				1	2	3	3	1	1							1	2	10		
県立学校事務Ⅱ		3	3					1											2		3			
市町村立学校事務		32	30	1	1			6	5	5		5	1	3	3	1	1	2	6	6	26			
小計		47	45	1	1		1	9	8	8	1	6	1	3	3	1	1	5	8	39				
初級	一般事務	7			7		1	2	2	2										4	3			
	土木	4			4		2		2											4				
	農業土木	4			4		2		1	1										3	1			
	警察事務	2			2			1	1											2				
	小計	17			17		5	3	6	3										13	4			
計	294	274	1	19		5	3	6	4	91	64	35	17	17	11	8	9	5	3	16	165	129		
警察官	警察官A(男性)	23	23						9	3	4	4	1	1	1					23				
	警察官A(女性)	10	10						4	3		2			1						10			
	警察官B(男性)	54			54		5	7	26	9	2	1	1	3						54				
	警察官B(女性)	18			18		5	3	6	4											18			
	小計	105	33		72		10	10	32	13	15	7	5	9	1	1	2				77	28		
合計	399	307	1	91		15	13	38	17	106	71	40	26	18	12	10	9	5	3	16	242	157		

障害者を対象とした選考試験

一般事務	11	4	1	6				1		2	1		1	1	1		1		1	2	7	4
------	----	---	---	---	--	--	--	---	--	---	---	--	---	---	---	--	---	--	---	---	---	---

※「年齢」は、令和5年4月1日現在である。

※「大学卒者」、「短大卒者」及び「高卒者」は、それぞれ卒業見込者を含む。

※「大学卒者」は、大学院の卒業者、卒業見込者及び在学者を含む。

ク 採用選考

職員の採用は、競争試験で行うことが原則であるが、競争試験によって採用することが適当でない職種については、選考で行うことができるとされている。

職員の任用に関する規則は、選考によることができるものとして、組織上の職（部長、統括監、課長、班長、主査等）、法令に定める資格又は免許を必要とする職（医師、看護師等）、警察官の階級上の職のうち巡査部長以上の職、現業職員の職、その他人事委員会が競争試験によることが適当でないと認める職等を規定している。

選考は、原則として人事委員会が行うが、警察官の階級上の職のうち警部以下の職（人事交流による場合に限る。）、現業職員の職等への採用についての選考の権限は、任命権者に委任している。

令和4年度に人事委員会が行った採用選考の状況は、次のとおりである。ただし、障害者採用選考を除く（前項キを参照）。

職	選考申請人員					選考承認人員
	知事部局	教育委員会	警察本部	病院事業局	計	
統括監級	2				2	2
課長級	1	2	7		10	10
班長級		8			8	8
主査級		16	5		21	21
主事・主任級	3	3	9	8	23	23
学芸員	1				1	1
保健師	15				15	15
精神保健福祉士	2			1	3	3
獣医師	5				5	5
学校栄養職員		4			4	4
診療科部長				2	2	2
診療科副部長				1	1	1
医長				10	10	10
医師	4			59	63	63
看護師				155	155	155
薬剤師	1			9	10	10
診療放射線技師				4	4	4
臨床検査技師				1	1	1
臨床工学技士				6	6	6
理学療法士				3	3	3
管理栄養士				5	5	5
航海士			1		1	1
通信長		1			1	1
機関士	3	1			4	4
機関員		1			1	1
司厨員		1			1	1
甲板員		1			1	1
計	37	38	22	264	361	361

(2) 昇任試験の状況

ア 警察官昇任試験の実施状況

警察官の昇任試験の実施等については、職員の任用に関する規則第36条第1項の規定に基づき警察本部長に委任している。

令和4年度に警察本部長が実施した昇任試験の状況は、次のとおりである。なお、令和4年度は、5月の本土復帰50周年記念イベントに係る警衛警護等の都合により試験日程を前倒ししており、特に第一次試験は令和3年度中に実施している。

区分	受験資格	試験日	申込者	受験者	第一次合格者	第二次合格者	最終合格者	競争率
巡査部長	在級年数： (大学卒) 巡査の階級に3年以上在級している者 (短大卒) 巡査の階級に4年以上在級している者 (その他) 巡査の階級に5年以上在級している者 術科：銃剣道いずれかの有段者で、かつ逮捕術、拳銃、救急法及び鑑識の技能検定級位取得が初級以上の者であること	第一次試験 令和4年3月12日(土) (予備試験) 令和4年3月22日(火) 第二次試験 令和4年4月18日(月) 第三次試験 令和4年5月31日(火) ～6月1日(水)	593	582	80	50	41	14.2
警部補	在級年数： (大学卒) 巡査部長の階級に2年以上在級している者 (短大卒) 巡査部長の階級に3年以上在級している者 (その他) 巡査部長の階級に4年以上在級している者 術科：銃剣道いずれかの有段者で、かつ逮捕術、拳銃、救急法及び鑑識の技能検定級位取得が初級以上の者であること	第一次試験 令和4年3月19日(土) (予備試験) 令和4年3月29日(火) 第二次試験 令和4年4月19日(火) 第三次試験 令和4年5月30日(月) ～5月31日(火) (予備試験) 令和4年6月14日(火)	513	492	71	50	41	12.0
警部	在級年数：警部補の階級に4年以上在級している者 術科：銃剣道いずれかの有段者で、かつ逮捕術、拳銃、救急法及び鑑識の技能検定級位取得が初級以上の者であること	第一次試験 令和4年3月26日(土) (予備試験) 令和4年4月5日(火) 第二次試験 令和4年4月25日(月) 第三次試験 令和4年7月12日(火) ～7月13日(水)	403	393	71	35	27	14.6

※ 在級期間の計算：休職、療養又は育児休業期間が6か月を超える場合、これらの期間を除く。

※ 予備試験：新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、発熱等の体調不良者について予備試験日に受験させる措置をとった。

イ 昇任選考の状況

組織上の職（部長、統括監、課長、班長、主査等）、法令に定める資格又は免許を必要とする職（医師、看護師等）、警察官の階級上の職のうち警視の職その他人事委員会が選考によることが適当であると認める職等への昇任については、選考により行うものとしている。

なお、(1)組織上の職が主査及びこれに相当する職以下の職、(2)警察官の階級上の職のうち、警部、警部補及び巡査部長の職、(3)公務上の負傷若しくは疾病によって死亡し、又は著しい障害の状態となった者の上位の職、(4)20年以上勤務して退職する者で、在職中の人事評価が特に優れていると認められるものの上位の職、(5)上記(3)、(4)に準ずる者と認められるものの上位の職への昇任についての選考は、任命権者に委任することとしている。

令和4年度に人事委員会が行った昇任選考の状況は、次のとおりである。

職	選考申請人員						計	選考承認人員	
	知事部局	企業局	病院事業局	議会事務局	教育委員会	警察本部			
部長級	8	2	1				11	11	
統括監級	17		5		2	9	33	33	
課長級	39	3	4		11	18	75	75	
班長級	班長（主幹、課長補佐、学校事務長、県立病院課長等を含む）	71	6	2	1	27	6	113	113
	部長・副部長（医師）			18				18	18
	看護師長（看護主幹、副看護部長含む）			12				12	12
	技師長（薬局長、副薬局長、副技師長・室長、主幹含む）			2				2	2
主査級			4				4	4	
主任級					1		1	1	
計	135	11	48	1	41	33	269	269	

(3) 臨時的任用

法第22条第2項では、「任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は採用候補者名簿がない場合においては、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる」と規定されている。

これを受け、職員の任用に関する規則では、臨時的任用を行うことができる場合として、ア 災害その他重大な事故のため、当該職に採用、昇任、転任又は降任の方法により職員を任命するまでの間、欠員にしておくことができない緊急の場合

イ 当該職が臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時のものである場合

ウ 当該職に対する任用候補者の提示の請求に対し、人事委員会から適当な任用候補者がいない旨の通知を受けた場合、任用候補者の数が採用し、若しくは昇任させるべき者の数に4人を加えた数に足りない旨の通知を受けた場合又は提示された者のうち当該採用又は当該昇任の志望者が5人に満たない場合で、人事委員会から他に適当な任用候補者がいない旨の通知を受けた場合

と、定めている。

臨時的任用を行う場合は、人事委員会の承認を得なければならないが、ア及びウの場合並びにイに該当する臨時的任用が職員の産前休暇、産後休暇、病気休暇又は介護休暇に伴う当該職員の代替業務に従事する職への任用に係るものである場合は、人事委員会の承認があったものとみなしている。

また、臨時的任用の期間は、6月を超えない期間で更新することができ、この場合も人事委員会の承認があったものとみなしている。

令和4年度における臨時的任用に係る承認状況（みなし承認を除く。）は、次のとおりである。

職名	知事部局	教育委員会	病院事業局	警察本部	計
主事	36	1	3	10	50
事務主事		2			2
臨床検査技師			2		2
計	36	3	5	10	54

(4) 公益的法人等への職員の派遣等

地方公共団体における職員派遣に統一的なルールを設定し、職員派遣の適正化、手続の透明化を図ること等を目的として、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）が制定され、これに伴い、沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）が制定された。

同条例及び同条例に基づく沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年沖縄県人事委員会規則第2号）において、職員を派遣（退職派遣を含む。）することのできる団体を次のとおり定めている。

（令和5年3月31日現在）

条例第2条第1項第2号

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人のうち、県が設立したもの

規則別表第1（第2条関係）

公益社団法人沖縄県地域振興協会
 公益財団法人沖縄科学技術振興センター
 公益財団法人おきなわ女性財団
 公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団
 一般社団法人沖縄県農業会議
 公益財団法人沖縄県農業振興公社
 公益社団法人沖縄県糖業振興協会
 公益財団法人沖縄県畜産振興公社
 一般財団法人沖縄県水産公社
 一般社団法人沖縄県漁港漁場協会
 公益財団法人沖縄県産業振興公社
 一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター
 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
 公益財団法人沖縄県文化振興会
 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団
 公益財団法人沖縄伝統空手道振興会
 公益財団法人沖縄県スポーツ協会
 公益財団法人沖縄県建設技術センター
 一般財団法人沖縄美ら島財団
 一般財団法人沖縄マリレジャーセイフティービューロー
 公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議

規則別表第2（第2条関係）

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会
 日本赤十字社
 沖縄県農業共済組合
 沖縄県土地改良事業団体連合会
 全国漁業信用基金協会
 沖縄県土地開発公社
 日本下水道事業団
 沖縄県住宅供給公社

規則別表第3（第2条関係）

地方公共団体金融機構
 地方税共同機構
 公益社団法人地域医療振興協会

規則別表第4（第5条関係）

那覇空港ビルディング株式会社
 沖縄県環境整備センター株式会社
 株式会社沖縄県物産公社
 久米島空港ターミナルビル株式会社
 石垣空港ターミナル株式会社
 沖縄都市モノレール株式会社

(5) 服務関係

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第4号）第2条第14号及び第15号の規定により、職員が職務に専念する義務を免除される場合として、令和4年度に人事委員会が新たに承認したものは、次のとおりである。

ア 第14号関係

- ・2022年度全日本9人制バレーボールクラブカップ男女選手権大会（選手）
- ・第64回全日本実業団相撲選手権大会（監督・選手）

イ 第15号関係

- ・沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4号）第1項の規定により、医師の診断を受ける場合（沖縄県教育委員会）
- ・業務の関連で結核患者と接触があり、保健所から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日号外法律第114号）第17条に基づく結核接触者健康診断の受診勧告を受け、当該健康診断を受診する場合（知事）

4 給与関係業務

(1) 給与勧告の基本的考え方

ア 給与勧告の意義

給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有し、職員の士気を高め、人材の確保や労使関係等の安定に寄与するなど、能率的な行政運営を維持する上での基盤である。

イ 民間準拠方式の合理性

国や地方公共団体の職員の給与は民間企業と異なり、市場原理による給与決定が困難であることなどから、マイナス調整の場合も含め、民間企業の状況を反映させる形で決定することが最も合理的である。

ウ 公務員の身分保障

公務員の身分保障は、公務の中立性・安定性の確保を目的とするものであり、私企業からの隔離など罰則も伴う厳しい服務規律が課せられている。したがって、身分保障制度と給与水準とはそれぞれ別の次元の問題であり、公務員の給与は、その時々々の経済・雇用情勢を反映して決定される民間企業の給与水準に合わせていくことが最も合理的である。

(2) 公民の給与の比較について

ア 人事院と全国の人事委員会の共同により企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所を対象に、約11,800事業所、約45万人の個人別給与を実地調査している。

本県における実地調査は、134事業所、3,532人の個人別給与を実地調査した。

イ 月例給については、公民の実際に支払われた令和4年4月分給与を調査（ベア中止、賃金カット等を行った企業の状況を含む。）し、職種、役職段階、学歴、年齢の給与決定要素を同じくする者同士を比較した。

ウ 特別給（ボーナス）については、令和3年8月から令和4年7月までの1年間の民間の支給月数と公務の年間支給月数を比較した。

(3) 令和4年職員の給与に関する報告及び勧告等

本委員会は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)の規定に基づき、沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号)、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年沖縄県条例第51号)及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年沖縄県条例第52号)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の給与、民間の給与、人事院の給与勧告その他職員の給与決定等に関する諸条件について調査検討を行い、令和4年10月4日に議会及び知事に対し職員の給与に関する報告及び勧告並びに公務運営の課題に関する報告を行った。

その概要は、次のとおりである。

ア 職員の給与

令和4年4月現在における職員の給与等の実態を把握するため、「令和4年職員給与等実態調査」を行った。

その結果、職員の総数は20,254人であり、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職及び任期付の職について9種10給料表が適用されている。

このうち各給料表の基準となっている行政職給料表の適用者は、4,611人であり、令和4年4月における平均給与月額は、給料314,519円、扶養手当10,609円、その他21,555円の計346,683円となっている。また、その平均年齢は41.0歳、平均経験年数は18.1年、平均扶養親族数は0.9人、男女別構成は男性62.0%、女性38.0%、学歴別構成は大学卒78.3%、短大卒12.1%、高校卒9.6%、中学卒なしとなっている。

なお、職員全体の平均給与月額は、給料351,061円、扶養手当11,864円、その他22,244円の計385,169円である。また、その平均年齢は42.4歳、平均経験年数は19.7年、平均扶養親族数は1.0人、男女別構成は男性54.7%、女性45.3%、学歴別構成は大学卒81.3%、短大卒9.7%、高校卒8.9%、中学卒0.1%となっている。

イ 民間の給与

職員の給与と民間従業員の給与との比較・検討を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所を対象として、層化無作為抽出法によって134事業所を抽出のうえ、「令和4年職種別民間給与実態調査」を行った。調査では、令和4年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。また、令和4年も引き続き、給与改定の状況等について調査を行った。

(ア) 給与改定の状況等

給与改定の状況は民間事業所においては、一般の従業員について、ベースアップ慣行のない事業所の割合が64.8%（昨年70.3%）となっており、ベースアップを実施した事業所の割合は30.7%（同13.1%）となっている。なお、ベースアップを中止した事業所の割合は3.4%（同16.6%）となっている。

また、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は67.3%（昨年75.6%）となっている。一方で、定期昇給を停止した事業所の割合は0.8%（同5.4%）、定期昇給制度のない事業所の割合は31.8%（同19.0%）となっている。

(イ) 初任給の状況

初任給の状況については新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で30.7%（昨年34.5%）、高校卒で12.9%（同22.0%）となっており、そのうち大学卒で23.4%（同24.6%）、高校卒で34.0%（同25.0%）の事業所で、初任給は増額となっている。

(ウ) 諸手当の支給状況

a 家族手当の支給状況

家族手当の支給状況については扶養家族の構成別の手当の平均支給月額は、配偶者について9,272円、配偶者と子1人について12,616円、配偶者と子2人について16,806円となっている。

b 特別給の支給状況

令和3年8月から令和4年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.38月分となっている。

ウ 職員給与と民間給与との比較

前記の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間においてはこれに相当する職種の者について、役職段階、学歴、年齢の給与決定要素を同じくする者同士の令和4年4月分の給与額を対比させ、その較差を算出したところ、職員給与が民間給与を1人当たり平均860円（0.25%）下回っていた。

エ 物価及び生計費

(ア) 物価指数

令和4年4月の消費者物価指数（総務省）は、前年4月に比べ那覇市で3.1%、沖縄県で2.9%、全国で2.5%上昇している。

(イ) 標準生計費

本委員会が「家計調査」（総務省）等を基礎として算定した令和4年4月における那覇市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ210,160円、203,080円、195,970円となっている。

オ 本年の給与改定

職員の給与については、国、他の都道府県及び民間の給与水準に均衡させるとともに、社会一般の情勢に適応するよう措置する必要がある。

本年の職員給与及び民間給与の実態調査の結果、国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告等、職員の給与決定に関する基礎的諸条件については、以上述べてきたとおりであり、本委員会は、職員の給与について、次のとおり報告した。

(ア) 給料表

給料表（教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。）については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じて改定すること。また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行うこと。

(イ) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とすること。

支給月数の引上げ分は、本年度については12月期の勤勉手当を0.10月分引き上げ、令和5年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分すること。

再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、この改定との均衡を考慮した措置を行うこと。

カ 勧告

本委員会は、前述（アからオまで）の職員の給与に関する報告に基づき、次の事項を実現するため、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）を改正することを勧告した。

(ア) 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

a 給料表

現行の給料表を別記第1（省略）のとおり改定すること。

b 諸手当

期末手当及び勤勉手当

(a) 令和4年12月期の支給割合

① 特定幹部職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.025月分（再任用職員にあっては、0.5月分）とすること。

② 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.225月分（再任用職員にあっては、0.6月分）とすること。

- (b) 令和5年6月期以降の支給割合
 - ① 特定幹部職員以外の職員
6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.975月分(再任用職員にあっては、それぞれ0.475月分)とすること。
 - ② 特定幹部職員
6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.175月分(再任用職員にあっては、それぞれ0.575月分)とすること。
- (イ) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正
 - a 給料表
現行の給料表を別記第2(省略)のとおり改定すること。
 - b 諸手当
期末手当
 - (a) 令和4年12月期の支給割合
期末手当の支給割合を1.675月分とすること。
 - (b) 令和5年6月期以降の支給割合
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。
- (ウ) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正
 - a 給料表
現行の給料表を別記第3(省略)のとおり改定すること。
 - b 諸手当
特定任期付職員の期末手当
 - (a) 令和4年12月期の支給割合
期末手当の支給割合を1.675月分とすること。
 - (b) 令和5年6月期以降の支給割合
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。
- (エ) 改定の実施時期
この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、(ア)のbの(a)、(イ)のbの(a)及び(ウ)のbの(a)についてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、(ア)のbの(b)、(イ)のbの(b)及び(ウ)のbの(b)については令和5年4月1日から実施すること。
- キ 公務運営の課題に関する報告
人口の減少や少子高齢化が進み、働き方も含めた社会の在り方も変容する中、新型コロナウイルス感染症の流行は現在もなお継続しており、本県においても感染症対策や県経済及び県民生活の維持・向上等、取り組むべき課題が山積している。
現下の状況において、求められる行政サービスを提供し続けるためには、組織のパフォーマンスを最大化する必要があるとあり、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進による業務の効率化や利便性の向上等に取り組むとともに、組織の構成員である職員のWell-beingの実現を念頭に、職員一人一人が使命感とやりがいを高め、能力を十分に発揮し活躍できる勤務環境を整えることが重要である。
そのためには、長時間勤務の縮減や多様な働き方等に対応した勤務環境の整備に真摯に取り組む、公務職場の魅力を高め、有為な人材の確保と育成の好循環に繋げる努力が必要である。
これらを踏まえ、公務運営の課題に関し、以下のとおり報告した。

(7) 勤務環境の整備

a 長時間勤務の是正と勤務時間の適正把握

長時間勤務の是正は、職員の心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの推進はもとより、公務能率の向上を図る上で重要な課題である。

本県においては、令和2年4月から人事委員会規則等により職員に時間外勤務等の命令を行うことができる上限時間を設けている。任命権者は時間外勤務等の縮減に取り組み、災害の対応等に従事する部署についても他部署からの応援や業務の削減等で対処しているが、依然として、多くの職員に上限を超過する時間外勤務等を命じざるを得ない状況が続いている。

任命権者は、管理監督者が職員に対し上限を超えて時間外勤務等を命じた場合は、それが真にやむを得ず避けることができなかつたか検証し、職員の健康と福祉を確保するため、改善に向けた対策を講じなければならない。

教職員についても、全国的に長時間勤務が課題となっており、コロナ禍における業務負担も続いている。本県教育委員会で定める「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」や「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」に基づく客観的な勤務時間の管理や休暇等の取得促進、校務分掌等の点検等、働き方改革の実現に向けた取組を着実に推進する必要がある。

上限を超えた時間外勤務等の検証を行うためには、勤務管理システム等から業務内容や所要時間等を客観的に把握できるよう運用することが有効である。

管理監督者においては、客観的な勤務の記録を検証し、業務配分の点検等負担軽減のための取組をきめ細かく行う必要がある。さらに、管理監督者の過重労働についても、任命権者は勤務状況を把握するとともに、その職責に配慮し業務体制の点検や健康管理に努めることが重要である。

併せて、議会对応や予算・人事・企画等の全庁的な業務については、デジタル化等の業務の合理化はもとより、関係機関が職員の勤務実態の検証結果等を活用し、協力して取り組むことが重要である。議会におかれても、職員の長時間労働の是正に配慮いただいているところであるが、今後とも御理解と御協力をお願いしたい。

また、従来から本委員会が言及している宿日直勤務の勤務体制についても、適切な管理に努める必要がある。

それぞれの部署において、業務の再配分や合理化等を進めてもなお恒常的に長時間の時間外勤務等を命じざるを得ない場合は、業務の質と量に応じた増員を行う必要がある。また、過重労働によって健康障害を引き起こすリスクが高いと判断される職員については、人事異動を含めたあらゆる方策を検討し、適時に実施するべきである。

b ワーク・ライフ・バランスの推進等

ワーク・ライフ・バランスを推進するには、長時間勤務の是正はもとより、職員の希望や状況に応じた働き方が可能な環境を整備し、各種支援制度が適切に活用されることも重要である。

任命権者は出産や育児のほか、介護、自己啓発等各職員のライフステージに即した支援制度の取得促進に取り組むことが求められる。職員が支援制度を利用しやすい環境づくりを推進するため、業務分担の見直しや代替職員の配置等の検討も重要である。

本県は本年2月に「沖縄県職員の育児休業等に関する条例」の一部を改正し、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため任命権者が講ずべき措置を定

めている。特に、男性職員の育児に関連する休業等の取得を促進することについては、男性のワーク・ライフ・バランスの推進のみならず、女性の活躍推進のためにも重要である。

また、人事院は、国家公務員のフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化について、令和5年4月から実施させるよう、必要な措置を速やかに講ずることとしている。これについては、職員の勤務条件及び公務能率の向上に資するものであると考えられることから、本県においても、人事院の規則改正等を踏まえた検討が必要である。

時差出勤制度やテレワークを含めた柔軟な勤務環境を整備することについては、災害時における行政機能維持に有効な手段としても期待されるものである。任命権者は、これまでの取組から明らかとなった課題を検証し、柔軟な働き方に対応したICT環境の整備をはじめ、労務管理や人事評価等におけるルールづくりを行うことが重要である。

赴任に際し、転居を必要とする職員については、今後とも職員の住環境についての確かな状況把握に努めるとともに、公務に支障を来すことがないように、適切な取組を継続していく必要がある。

c ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職場環境を悪化させ、心の健康に悪影響を及ぼし、勤労意欲の低下につながることから、各任命権者とも指針等を定めて防止に取り組んでいるところである。

人事委員会が受け付けた職員からの苦情相談のうち、パワハラ等ハラスメントに関するものが増加しており、相談件数全体に占める割合も、以前は年間2～3割程度であったものが、令和元年度以降は4～5割となっている状況である。

ハラスメントを防止するためには、職員がハラスメントの定義を理解するとともに、職員の尊厳、人格を傷つけるハラスメント行為は懲戒事由に当たることが認識する必要がある。

任命権者においては、職員が加害意識のないままハラスメント行為を行うことがあることを踏まえ、定期的な研修等により、組織を挙げて不適切な言動を行わない、行わせない意識啓発を図ることが重要である。また、ハラスメント事案発生時に迅速かつ適切な対応ができる相談体制の整備に努める必要がある。

d 心身の健康管理

職員の心身の健康の保持や増進に取り組むことは公務遂行能力の維持向上や活力ある組織づくりの観点からも非常に重要である。

近年、企業においても従業員の健康管理を経営的な視点で実践する健康経営が注目されており、県職員についても、令和4年8月26日に健康経営に取り組むことが宣言された。高齢層職員や女性職員の活躍を推進する上でも、職員の健康保持・増進の重要性は増しており、任命権者は健康経営に積極的に取り組む必要がある。

職員の病気休職や長期の病気休暇に占める精神性疾患の割合は上昇傾向にある。精神性疾患の要因は、仕事や人間関係、家庭等に存在し、複合的なものと考えられるが、職場における要因は職員自身の力だけでは取り除くことができない場合が多い。相談体制を整え、職員に十分に周知するとともに、管理監督者及び職員に対する研修等を実施し、迅速なメンタルヘルスケアを行うことが

重要である。

また、産業医の面接指導対象となった職員のうち、申し出た職員については確実に面接を受ける必要があるが、月100時間を超える時間外勤務等を行った職員や長期間にわたり過重労働が続いている職員、心理的負担の大きい職員については、本人の申出がない場合でも産業医の面接指導を行う等、取組の強化を検討していただきたい。

ストレスチェックについては、受検率の向上に努め、集団分析結果を職場の環境改善に活用することが重要である。

(イ) 人材の確保及び育成

a 人材の確保

県民ニーズに的確・迅速に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、有為な人材を継続的に確保していくことが重要である。

しかしながら、近年、職員採用試験の受験申込者数が減少傾向にあり、特に一部の技術系職種においては、必要な数の人材確保が厳しい状況が続いている。また、受験申込者数の減少に加え、採用辞退が相当数発生しており、職員採用を取り巻く環境は、ますます厳しくなることが予想される。

人事院は、国家公務員の人材確保のための施策として、採用試験の実施時期の前倒しや、採用候補者名簿の有効期間延長等を実施するとしており、本県でも国等の動向を参考に、任命権者の意向を確認しながら研究する必要がある。

障害者の採用について、任命権者においては障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、引き続き積極的な採用が求められているところである。採用に際しては、既存の職に充てるだけでなく、障害特性に応じた職務の切出し、短時間勤務、適当な職の新設等も含めた多様な勤務のあり方の観点から検討する必要がある。

b 人材の育成

人材の育成については、任命権者で定める人材育成基本方針に基づき、自己啓発を中心に、職場研修や専門機関での研修等を通して、継続的に職員全体の能力向上を図る必要があるが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、集合研修は中止や縮小等を余儀なくされている。

このように社会環境が変化する中であっても、インターネット等を利用したオンライン型の研修は、場所や時間に制限されずに受講が可能という利点がある。今後も、効果的な人材育成が行えるよう、従来の集合・対面型の研修と併せて、ICTを活用した新たな方法を積極的に導入する必要がある。

女性職員の登用拡大について、任命権者においては、特定事業主行動計画を策定し、数値目標を掲げ取り組んでいるところであるが、前期計画期間の目標は未達成であった。令和3年度から後期行動計画が開始されたところであり、引き続き積極的な登用、職域拡大等を図るとともに、性別にかかわらず一人一人の能力を十分に発揮し、働きがいを持って活躍できる職場環境の整備を進めていく必要がある。

c 能力及び実績に基づく人事管理の推進

人事評価は、任用、給与、分限等の人事管理の基礎として活用するものであり、導入によって評価者と被評価者の意思疎通が図られ、業務目標の共有化や職務上の相談・助言等の円滑化に効果がある。また、勤務実績をより客観的に把握できるようになり、適切な処遇と指導に繋がっている。

今後とも、評価者の資質と技術の向上を図るとともに、被評価者の制度への

理解を深めるため、研修を充実させていくことが重要である。

なお、評価結果の給与への反映については、本則適用に向けて、制度の公平性・納得性を高める取組を行う必要がある。

d 定年の引上げ

地方公務員法の改正により本県においても、定年の65歳引上げに関連する条例等の制定、改正等の手続きが進められているところである。

将来にわたり質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保するため、定年の段階的な引上げ期間においても、一定の新規採用職員を継続的に確保する必要があり、職員の年齢構成や退職者数の見通し等を踏まえた中長期的な観点に基づく採用計画が必要である。

また、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）により降格した職員や高齢期職員の能力と経験を適切に発揮できる配置のあり方についても、継続的に検討しなければならない。

(ウ) 服務規律の確保と法令遵守の徹底

本委員会は、これまでも職員の服務規律の徹底について言及してきたところであるが、依然として不祥事が発生しており、飲酒運転、パワハラ、体罰に対する懲戒処分がなされている状況にある。一部の職員によるものとはいえ、不祥事等の発生は、県行政への信頼を大きく損なうものである。職員一人一人においては、県民全体の奉仕者であることを勤務時間の内外を問わず常に自覚し、県民の信頼に応えるべく、高い使命感を持って職務に精励することが肝要である。

任命権者においては、引き続き、職員に対する注意喚起、研修の実施等の取組を確実に進めていくとともに、不祥事の根絶に向け、あらゆる機会を捉えて服務規律の確保と法令遵守の徹底を図る必要がある。

(4) 令和4年給与勧告と知事の実施状況

年度	人 事 委 員 会 給 与 勧 告				実 施 状 況		
	回	勧告年月日	ベース改定	勧告等の内容	改定の 実施時期等	実施の 内 容	実施 年月日
4	52	4.10.4	改定前 349,123円 改定後 349,956円 (R4.4平均 給与月額)	1 沖縄県職員の給与に関する条例の改正 (1) 給料表 現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。 (2) 期末手当及び勤勉手当 ア 令和4年12月期の支給割合 (7) 特定幹部職員以外の職員 勤勉手当の支給割合を1.025月分（再任用職員にあっては、0.5月分）とすること。 (イ) 特定幹部職員 勤勉手当の支給割合を1.225月分（再任用職員にあっては、0.6月分）とすること。 イ 令和5年6月期以降の支給割合 (7) 特定幹部職員以外の職員 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.975月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。 (イ) 特定幹部職員 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.175月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。	この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のア、2の(2)のア及び3の(2)のアについてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、1の(2)のイ、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和5年4月1日から実施すること。	勧告どおり	勧告どおり

			<p>2 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正</p> <p>(1) 給料表 現行の給料表を別記第2のとおりに改定すること。</p> <p>(2) 期末手当 ア 令和4年12月期の支給割合 期末手当の支給割合を1.675月分とすること。 イ 令和5年6月期以降の支給割合 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。</p>		<p>勧告どおり</p>	<p>勧告どおり</p>
			<p>3 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正</p> <p>(1) 給料表 現行の給料表を別記第3のとおりに改定すること。</p> <p>(2) 特定任期付職員の期末手当 ア 令和4年12月期の支給割合 期末手当の支給割合を1.675月分とすること。 イ 令和5年6月期以降の支給割合 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。</p>		<p>勧告どおり</p>	<p>勧告どおり</p>

(5) 給与承認の状況

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）の規定に基づく給与承認の状況は次のとおりである。

（単位：件）

条 項 任命権者	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則							
	第10条 第1項	第16条	第17条	第18条	第19条の 2第4項	第37条	第45条	計
知事部局	12	12		12				36
県議会								
教育委員会	2			2				4
公安委員会	8	11		2			48	69
各種委員会								
計	22	23		16			48	109

注1：条項の説明

第10条第1項：新たに職員となった者の職務の級

第16条：人事交流等により異動した場合の給料月額

第17条：特殊な職に採用する場合等の給料月額

第18条：特定の職員についての給料月額

第19条の2第4項：人事交流等により異動した場合、給料表の適用を異にする異動の場合などにおける職務の級の在級期間の取扱い

第37条：表彰による特別昇給

第45条：その他（この規則により難しい場合の措置）

注2：1件の申請でも複数の条項を適用し承認した場合、それぞれの条項でカウントしている。

(6) 給与の支払監理

地方公務員法第8条第1項第8号の規定に基づき、職員の給与が地方公務員法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保することを目的として、人事委員会

が給与の支払監理を行った。

ア 監理重点事項

(ア) 期末手当及び勤勉手当

(イ) 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当

イ 対象機関 5

(ア) 知事部局 3

(イ) 教育委員会 1

(ウ) 公安委員会 1

	調 査 年 月 日	機 関 名
1	令和5年1月27日	総務事務センター
2	令和5年2月2日	八重山商工高等学校
3	令和5年2月3日	八重山土木事務所
4	令和5年2月3日	八重山保健所
5	令和5年2月16日	与那原警察署

5 審査関係業務

(1) 公平審査関係業務等

職員が職務に専念し、適正かつ能率的な行政を行うためには、職員の身分が保障され、適正な勤務条件が確保されていなければならない。それが不十分であったり、あるいは侵害された場合、それを救済する手段として、「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分についての審査請求」の制度があり、また、学校医等については「公務災害補償の実施に関する審査の請求」の制度が設けられている。

ア 勤務条件に関する措置の要求

地公法第8条第1項第9号、第46条及び第47条の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し措置の要求があった場合に、人事委員会がこれを審査し、判定し、その結果に基づいて、人事委員会の権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、権限を有する機関に対して必要な勧告等を行うものである。

令和4年度における措置の要求事案の処理状況は、次のとおりである。

※職員：一般行政職員、教育職員、警察職員、消防職員及び会計年度任用職員（特別職の職員、企業職員及び現業職員を除く）

(単位:件)

令和3年度末係属 件数	新規受付 件数	処 理 件 数					令和4年度末係属 件数
		要求認容	棄 却	却 下	取下げ	計	
1	4	0	3	1	0	4	1

イ 不利益処分についての審査請求

地公法第8条第1項第10号及び第49条の2の規定に基づき、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分について審査請求があった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法又は不当であればこれを取消し、又は修正し、さらに必要があれば任命権者に対し是正措置を指示するものである。

令和4年度における審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

※職員：前記アから条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員を除いた職員

(単位:件)

令和3年度末係属 件数	新規受付 件数	処 理 件 数					令和4年度末係属 件数
		処分の取消 又は修正	棄 却	却 下	取下げ	計	
5	3	0	3	2	1	6	2

ウ 公立学校の学校医等の公務災害補償の実施に関する審査の請求

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第5条第1項の規定に基づき、補償の実施に関して異議のある者から審査の請求があった場合に、人事委員会がこれを審査し、裁定を行うものである。

令和4年度においては、審査の請求はなかった。

(2) 苦情処理関係業務

地公法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事委員会が助言、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものである。

令和4年度における苦情相談の状況は次のとおりである。

※職員：前記(1)アと同じ。

(単位:件)

令和3年度末係属件数	新規受付件数	相談内容															令和4年度末係属件数
		給与	旅費	勤務時間	休暇	執務環境	厚生福利	服務	転任	任用	人事評価	セクハラ	ハラスメント	妊娠、出産、育児又は介護に関する	パワハラ	いじめ・嫌がらせ	
0	22	1	1	0	0	0	0	1	1	3	1	1	1	7	4	1	

(3) 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議業務

退職手当管理機関が、在職期間中に懲戒免職処分に相当する非違行為を行った元職員や元職員の遺族等に対して、退職手当の支給制限等の処分を行う場合、沖縄県職員の退職手当に関する条例(昭和47年沖縄県条例第40号)第20条第1項の規定に基づき、人事委員会の意見を聴かなければならないこととなっている。

令和4年度においては、意見照会はなかった。

(4) 職員団体関係業務

ア 職員団体の登録

職員団体の登録は、職員団体が地公法第52条及び第53条等に定める要件に適合している団体であるかどうか確認し、労使間における交渉その他労使関係の正常な運営を図るために人事委員会が公証する制度であり、職員団体は、同法第53条第1項の規定に基づき、人事委員会に登録申請をすることができることとなっている。

令和4年度末現在で登録されている職員団体は、次のとおりである。

名称	初年度登録		法人格の有無	令和4年度登録事項 変更内容(変更年月日)
	番号	年月日		
沖縄県高等学校・障害児学校教職員組合	2	昭47.11.8	有	
沖縄県教職員組合	3	昭47.11.14	有	
沖縄県職員労働組合	4	昭48.4.23	有	役員(令4.4.13)
沖縄県教職員組合那覇支部	6	昭51.2.12	有	
沖縄学校事務労働組合	8	平5.6.29	有	役員(令4.4.13)
自治労連沖縄県職員労働組合	9	令3.5.18	有	

イ 法人格付与法に基づく規約の認証

地公法第53条の規定による登録の要件を備えていない職員団体等であっても、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号。以下「法人格付与法」という。）における所定の要件を備える場合には、同法に基づき、規約について人事委員会の認証を受け、主たる事務所の所在地において登記することによって法人となることができる。

これまで、当委員会が規約の認証をした職員団体等はない。

ウ 管理職員等の範囲

職員が職員団体を組織する場合、地公法第52条第3項により次の職員（以下「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないとされており、また管理職員等の範囲は管理職員等の範囲を定める規則（昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号）別表で定めている。

- (ア) 重要な行政上の決定を行う職員
- (イ) 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- (ウ) 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
- (エ) 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員
- (オ) その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員

(5) 市町村等の公平委員会の事務の受託関係業務

市町村（那覇市を除く）、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）の公平委員会の事務について、地公法第7条第4項の規定に基づき、市町村等から事務委託を受け、平成24年4月1日から当委員会が市町村等の公平委員会の事務を実施している。

ア 受託団体

当委員会が公平委員会の事務を受託している地方公共団体は、次の64団体である。
(令和5年3月31日現在)

市 (10市)	宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市
町村 (11町19村)	本部町、金武町、嘉手納町、北谷町、西原町、与那原町、南風原町、久米島町、八重瀬町、竹富町、与那国町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、恩納村、宜野座村、伊江村、読谷村、北中城村、中城村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、多良間村
一部事務組合 (22組合)	倉浜衛生施設組合、沖縄県市町村自治会館管理組合、本部町今帰仁村清掃施設組合、本部町今帰仁村消防組合、沖縄県市町村総合事務組合、島尻消防組合、東部消防組合、中城村北中城村清掃事務組合、中部衛生施設組合、中城北中城消防組合、金武地区消防衛生組合、国頭地区行政事務組合、南部広域行政組合、中部広域市町村圏事務組合、八重山広域市町村圏事務組合、南部広域市町村圏事務組合、北部広域市町村圏事務組合、比謝川行政事務組合、中部北環境施設組合、沖縄県離島医療組合、那覇市・南風原町環境施設組合、那覇港管理組合
広域連合 (2連合)	沖縄県介護保険広域連合、沖縄県後期高齢者医療広域連合

イ 受託業務

当委員会が受託している市町村等の公平委員会の事務は、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分についての審査請求、苦情処理などである。

(ア) 勤務条件に関する措置の要求

市町村等の職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し措置の要求があった場合に、人事委員会がこれを審査し、判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対して必要な勧告等を行うものである。

令和4年度における市町村等の職員にかかる措置の要求事案の処理状況は、次のとおりである。

※職員：一般行政職員、教育職員、消防職員及び会計年度任用職員（特別職の職員、企業職員及び現業職員を除く）

(単位:件)

令和3年度末係属件数	新規受付件数	処 理 件 数					令和4年度末係属件数
		要求認容	棄 却	却 下	取下げ	計	
2	1	0	1	1	0	2	1

(イ) 不利益処分についての審査請求

市町村等の職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分について審査請求があった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法又は不当であればこれを取り消し、又は修正し、さらに必要があれば任命権者に対し是正措置を指示するものである。

令和4年度における市町村等の職員にかかる審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

※職員：前記イ(ア)から条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員を除いた職員

(単位:件)

令和3年度末係属件数	新規受付件数	処 理 件 数					令和4年度末係属件数
		処分取消又は修正	棄 却	却 下	取下げ	計	
2	0	1	1	0	0	2	0

(ウ) 苦情処理関係業務

市町村等の職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事委員会が助言、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものである。

令和4年度における市町村等の職員からの苦情相談の状況は次のとおりである。

※職員：前記イ(ア)と同じ

(単位:件)

令和3年度末係属件数	新規受付件数	相 談 内 容														令和4年度末係属件数	
		給 与	旅 費	勤 務 時 間	休 暇	執 務 環 境	厚 生 福 利	服 務	転 任	人 事 評 価	セ ク ハ ラ	ハ ラ ス メ ン ト	妊 娠、出 産、育 児 又 は 介 護 に 関 す る	パ ワ ハ ラ	い じ め・嫌 が ら せ		そ の 他
0	34	4	0	2	1	1	0	2	2	5	0	1	1	6	6	3	0

(エ) 職員団体関係業務

a 職員団体の登録

市町村等の職員団体が法等に定める要件に適合している団体であるかどうか確認し、労使間における交渉その他労使関係の正常な運営を図るために人事委員会が公証する制度である。

令和4年度末現在で登録されている市町村等の職員団体は、次のとおりである。

	名 称	初年度登録		法人格 の有無	令和4年度登録事項 変更内容(変更年月日)
		番号	年月日		
1	北谷町職員労働組合	市町村第1号	昭49. 2. 7	有	
2	金武町職員労働組合	市町村第2号	昭49. 3. 13	無	
3	石垣市職員労働組合	市町村第3号	昭50. 6. 19	有	
4	竹富町職員組合	市町村第4号	昭53. 2. 25	有	
5	沖縄市職員労働組合	市町村第5号	昭54. 8. 9	有	
6	宜野湾市職員労働組合	市町村第6号	昭56. 6. 5	有	
7	浦添市職員労働組合	市町村第7号	昭59. 1. 19	有	
8	南城市職員労働組合	市町村第8号	昭61. 5. 27	有	役員(令4. 6. 27)
9	名護市職員労働組合	市町村第9号	昭63. 3. 25	有	
10	自治労石垣市職員労働組合	市町村第10号	昭63. 6. 7	有	
11	大宜味村職員労働組合	市町村第11号	平元. 6. 6	有	
12	宜野座村職員労働組合	市町村第12号	平4. 2. 7	有	
13	自治労うるま市職員労働組合	市町村第13号	平4. 12. 15	有	
14	南城市職員会	市町村第14号	平18. 7. 11	有	
15	座間味村船員組合	市町村第15号	平19. 12. 17	無	
16	西原町職員労働組合	市町村第16号	平22. 3. 16	無	
17	粟国村海上組合	市町村第17号	令3. 4. 19	無	

b 法人格付与法に基づく規約の認証

登録されていない職員団体等であっても、法人格付与法における所定の要件を備える場合は、同法に基づき、規約について人事委員会の認証を受け、主たる事務所の所在地において登記することによって法人となることができる。

これまで、当委員会が規約の認証をした市町村等の職員団体等はない。

c 市町村等の管理職員等の範囲

市町村等の職員が職員団体を組織する場合、管理職員等(47ページ参照)と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないとされている。

市町村等の管理職員等の範囲は、沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和48年沖縄県人事委員会規則第10号)別表で定めている。

6 労働基準監督関係業務

地方公務員法（昭和25年法律第261号。）第58条第5項の規定に基づき、労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の第12号及び同表に掲げる事業以外の事業を行う事業所に対し、労働基準監督機関としての職権を行使するものである。

(1) 労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査の実施

人事委員会委員長が労働基準監督機関としての職権を行使することとされている事業所の勤務条件及び作業環境の実態を把握し、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）並びにこれらに基づく命令の周知及びその遵守のための監督を行うため、「労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査について」（平成14年7月16日委員長決定）及び「労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査実施要領」（令和元年8月14日事務局長決定）に基づき、次のとおり書面調査及び実地調査を行った。

ア 調査期間

書面調査：令和4年9月9日から10月14日まで

実地調査：令和5年1月23日から同月30日まで

イ 調査事業所

調査区分	12号事業所				官公署の事業所				計				
	知事部局	教育委員会	県警察	その他 任命権者	知事部局	教育委員会	県警察	その他 任命権者	知事部局	教育委員会	県警察	その他 任命権者	
書面	4	28	1	0	11	1	6	0	15	29	7	0	51
実地	1	5	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	6

ウ 文書指導実施事業所

12号事業所				官公署の事業所				計				
知事部局	教育委員会	県警察	その他 任命権者	知事部局	教育委員会	県警察	その他 任命権者	知事部局	教育委員会	県警察	その他 任命権者	
4	27	1	0	9	1	6	0	13	28	7	0	48

(2) 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく届出の受理等の職権行使

令和4年度における届出の受理等の状況は、次のとおりである。

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	県議会	計
時間外労働・休日労働に関する協定届	22	82	1	0	105
断続的な労働（宿日直勤務含む）許可	0	0	4	0	4
解雇予告除外認定	0	0	1	0	1
衛生管理者選任報告	7	51	11	0	69
産業医選任報告	2	5	2	0	9
定期健康診断結果報告	6	71	17	1	95
特殊健康診断結果報告	8	0	12	0	20
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書	5	71	20	0	96
労働者死傷病報告	0	0	9	0	9
事故報告書	0	0	0	0	0
建設物・機械等設置届	0	0	0	0	0
小型クレーン設置報告	0	0	0	0	0

(3) 労働安全衛生法の規定に基づく特定機械等の検査状況

ア 落成検査の実施
令和4年度は実施なし

イ 性能検査の報告の受理

ボイラー	第一種圧力容器	クレーン	移動式クレーン	ゴンドラ	エレベーター	計
6	9	2	1	0	2	20

(4) 特定機械等の事業所別設置状況

(令和5年3月31日現在)

事業所の名称	種類	有効使用期間
知事部局本庁企業立地推進課 (沖縄県 素形材産業賃貸工場)	ホイスト式天井クレーン	R4. 8. 30 ~ R6. 8. 29
知事部局本庁企業立地推進課 (那覇空港内)	エレベーター	R4. 10. 11 ~ R5. 10. 10
	〃	R4. 10. 11 ~ R5. 10. 10
土木建築部港湾課 (宜野湾港マリーナ)	クレーン (テルハ)	R4. 3. 15 ~ R5. 10. 5
土木建築部港湾課 (宜野湾港マリーナ)	クレーン (テルハ)	R3. 10. 16 ~ R5. 10. 16
土木建築部港湾課 (与那原マリーナ)	クレーン (テルハ)	R4. 3. 12 ~ R6. 3. 11
土木建築部港湾課 (与那原マリーナ)	クレーン (テルハ)	R4. 3. 12 ~ R6. 3. 11
農業研究センター	第一種圧力容器	R4. 9. 7 ~ R5. 9. 6
具志川職業能力開発校	移動式クレーン	R4. 10. 19 ~ R6. 10. 18
浦添職業能力開発校	移動式クレーン	R4. 1. 15 ~ R6. 1. 14
北部農林高等学校	ボイラー	R5. 3. 3 ~ R6. 3. 2
	第一種圧力容器	R4. 4. 25 ~ R5. 4. 24
中部農林高等学校	ボイラー	R4. 11. 8 ~ R5. 11. 7
	第一種圧力容器	R4. 9. 8 ~ R5. 9. 7
南部農林高等学校	ボイラー	R5. 3. 20 ~ R6. 3. 19
	第一種圧力容器	R5. 3. 22 ~ R6. 3. 21
	〃	R4. 7. 23 ~ R5. 7. 22
	ホイスト式天井クレーン	R4. 12. 19 ~ R6. 12. 18
八重山農林高等学校	第一種圧力容器	R4. 9. 28 ~ R5. 9. 27
宮古工業高等学校	機関車形ボイラー	R4. 6. 9 ~ R5. 6. 8
沖縄水産高等学校	ボイラー	R5. 3. 27 ~ R6. 3. 26
	第一種圧力容器	R4. 11. 13 ~ R5. 11. 12
宮古総合実業高等学校	ボイラー	R5. 2. 28 ~ R6. 2. 27
	第一種圧力容器	R5. 2. 23 ~ R6. 2. 22
	〃	R5. 2. 23 ~ R6. 2. 22

(5) 労働基準法別表第1に掲げる事業等を行う事業所一覧表

(令和5年3月31日現在)

労働基準 監督機関	事業	事業所
沖縄労働局 (労働基準監督署) (36)	労働基準法別表第1に掲げる事業	第3号 農林土木事務所(2) 農林水産振興センター(家畜保健衛生所(家畜保健衛生課)を除く。)(3) 土木事務所(5) (10)
		第6号 南部林業事務所 (1)
		第7号 家畜改良センター 病害虫防除技術センター(予察防除班を除く。) (2)
		第13号 若夏学院 児童相談所保護班(2) 保健所(5) 総合精神保健福祉センター 食肉衛生検査所(2) 動物愛護管理センター 特別支援学校寄宿舎(9) (21)
		第14号 沖縄県立離島児童生徒支援センター (1)
		第15号 下水道事務所 (1)
沖縄県人事委員会 (161)	労働基準法別表第1に掲げる事業	第12号 消防学校 自治研修所 海洋深層水研究所 平和祈念資料館 衛生環境研究所 家畜衛生試験場 畜産研究センター 農業大学校 農業研究センター(支所(3)) 森林資源研究センター 水産海洋技術センター(支所(1)) 栽培漁業センター 職業能力開発校(2) 工業技術センター 工芸振興センター 高等学校(52) 特別支援学校(寄宿舎を除く。)(17) 特別支援学校分校(1) 併設型中学校・高等学校(3) 併設型高等学校・特別支援学校(4) 総合教育センター 図書館 博物館・美術館 埋蔵文化財センター 警察学校 (102)
	労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業	知事部局本庁 宮古事務所 八重山事務所 東京事務所 県税事務所(3) 自動車税事務所 福祉事務所(5) 身体障害者更生相談所 女性相談所 児童相談所(保護班を除く。)(2) 家畜保健衛生所(4) 病害虫防除技術センター予察防除班 農業改良普及センター(2) 中央卸売市場 大阪事務所 計量検定所 下地島空港管理事務所 議会事務局 教育庁本庁 教育事務所(6) 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 警察本部(運転免許課を除く。) 運転免許センター 警察署(14) 機動隊 交通機動隊 国境離島警備隊 (59)

(注)

- 1 () 内の数字は、事業所の数である。
- 2 上に掲げる以外の事業所については、それぞれ上位の組織中に含めるものとする。
- 3 沖縄県人事委員会が所掌する事業所であっても、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。)附則第5項及び地方公営企業法(昭和27年法律第92号。以下「地公企法」という。)第39条第1項の規定により地方公務員法(以下「地公法」という。)第58条第5項の適用が除外される単純労務職員(現業職員)及び地公法第4条第2項の規定により地公法の適用を受けない嘱託員等の特別職の職員については、沖縄労働局(労働基準監督署)の所掌となる。
- 4 なお、企業局及び病院事業局は、地公企法第39条第1項及び地公労法第17条第1項の規定により地公法第58条第5項の適用が除外されているため、沖縄労働局(労働基準監督署)の所掌である。

人事委員会年報（令和4年度）

令和5年6月発行

編集・発行 沖縄県人事委員会事務局
〒900-8570
沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL 098-866-2544
FAX 098-866-2541
